

2012年11月

発行登録追補目論見書

# ソシエテ ジェネラル

ソシエテ ジェネラル

2022年12月28日満期 ユーロ建  
ディスカウント・ゼロクーポン社債

－ 売 出 人 －

楽天証券株式会社

ソシエテ ジェネラル 2022 年 12 月 28 日満期 ユーロ建 ディスカウント・ゼロクーポン社債（以下「本社債」といいます。）の元金はユーロで支払われますので、外国為替相場の変動により影響を受けることがあります。なお、本社債には利息は付されません。

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 24-外 35-4

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成 24 年 11 月 28 日

【会社名】 ソシエテ ジェネラル  
(Société Générale)

【代表者の役職氏名】 会長兼最高経営責任者 フレデリック・ウデア  
(Frederic OUDEA : Chairman and Chief Executive Officer)

【本店の所在の場所】 フランス共和国 パリ市 9 区 ブルバール オスマン 29  
(29, boulevard Haussmann 75009 Paris, France)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 黒田 康之

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号 泉ガーデンタワー  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6888-1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 黒田 康之

【連絡場所】 東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号 泉ガーデンタワー  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6888-1187

【発行登録の対象とした  
売出有価証券の種類】 社債

【今回の売出金額】 1, 250, 505 ユーロ (円貨換算額 133, 191, 287 円)  
(上記の円貨換算額は 1 ユーロ=106. 51 円の換算率 (2012 年 11 月 27 日現在の株式会社三菱東京 UFJ 銀行により発表されたユーロ/円の東京外国為替市場における対顧客電信直物売買相場の仲値) による。1 円未満は切捨て。)

【発行登録書の内容】

提出日	平成 24 年 10 月 19 日
効力発生日	平成 24 年 10 月 29 日
有効期限	平成 26 年 10 月 28 日
発行登録番号	24-外 35
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 5, 000 億円

【これまでの売出実績】  
 (発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	売出金額	減額による訂正年月日	減額金額
24-外35-1	平成24年10月31日	500,000,000円		該当事項なし
24-外35-2	平成24年11月21日	5,605,000,000円 (注1)		該当事項なし
24-外35-3	平成24年11月21日	1,535,000,000円 (注2)		該当事項なし
実績合計額		7,640,000,000円	減額総額	0円

(注1) 本欄に記載された社債の日本国内における受渡しは2012年12月21日に行われる予定であり、本書提出日現在まだ完了していない。

(注2) 本欄に記載された社債の日本国内における受渡しは2012年12月21日に行われる予定であり、本書提出日現在まだ完了していない。

【残額】 (発行予定額－実績合計額－減額総額) 492,360,000,000円

(発行残高の上限を記載した場合)

番号	提出年月日	売出金額	償還年月日	償還金額	減額による訂正年月日	減額金額
該当事項なし						
実績合計額		該当事項なし	償還総額	該当事項なし	減額総額	該当事項なし

【残高】 (発行残高の上限－実績合計額＋償還総額－減額総額) 該当事項なし

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

## 目 次

	頁
<b>第一部 証券情報</b> .....	1
第1 募集要項 .....	1
第2 売出要項 .....	1
1 売出有価証券 .....	1
売出社債（短期社債を除く。） .....	1
2 売出しの条件 .....	3
3 売出社債のその他の主要な事項 .....	5
第3 第三者割当の場合の特記事項 .....	15
<b>第二部 公開買付けに関する情報</b> .....	16
<b>第三部 参照情報</b> .....	16
第1 参照書類 .....	16
1 有価証券報告書及びその添付書類 .....	16
2 四半期報告書又は半期報告書 .....	16
3 臨時報告書 .....	16
4 外国会社報告書及びその補足書類 .....	16
5 外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類 .....	16
6 外国会社臨時報告書 .....	16
7 訂正報告書 .....	16
第2 参照書類の補完情報 .....	16
第3 参照書類を縦覧に供している場所 .....	17
<b>第四部 保証会社等の情報</b> .....	17
発行登録書の提出者が金融商品取引法第5条第4項各号に 掲げる要件を満たしていることを示す書面 .....	18
有価証券報告書等の提出日以後における重要な事実の内容を記載した書面 .....	19
事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移 .....	41

## 第一部 【証券情報】

### 第1 【募集要項】

該当事項なし。

### 第2 【売出要項】

#### 1 【売出有価証券】

【売出社債(短期社債を除く。)]

銘柄	売出券面額の総額または 売出振替社債の総額	売出価額の総額	売出しに係る社債の 所有者の住所および 氏名または名称
ソシエテ ジェネラル 2022年 12月28日満期 ユーロ建 ディ スカウント・ゼロクーポン社 債 (以下「本社債」という。)	1,570,000ユーロ (注1)	1,250,505ユーロ	楽天証券株式会社 東京都品川区東品川四丁目12 番3号 (以下「売出人」という。)

本社債は無記名式であり、各社債の金額(以下「額面金額」という。)は100ユーロである。

本社債には利息は付されない。

本社債の満期日は2022年12月28日であり、修正翌営業日規定(以下に定義する。)により調整される。

「修正翌営業日規定」とは、当該日が営業日でない場合には、当該日を翌営業日(ただし、翌営業日が翌暦月になる場合には、直前の営業日)とする調整方法をいう。

「営業日」とは、東京およびロンドンにおいて、商業銀行および外国為替市場が支払いの決済を行い、一般的な営業(外国為替および外貨預金の業務を含む。)を行っており、かつTARGET2営業日(以下に定義する。)である日をいう。

「TARGET2営業日」とは、欧州自動即時グロス決済支払システム(Trans-European Automated Real-Time Gross Settlement Express Transfer (TARGET2) System)が営業を行っている日をいう。

本社債は、2012年12月27日(以下「発行日」という。)に、ソシエテ ジェネラル(以下「発行会社」または「ソシエテ ジェネラル」という。)の債務証券発行プログラム(以下「本プログラム」という。)に関し、発行会社および財務代理人たるソシエテ ジェネラル バンク アンド トラスト(以下「財務代理人」という。)その他の当事者により締結された2012年4月20日付変更改定済代理契約(以下「代理契約」という。)に基づき、ユーロ市場で発行される。本社債は、本社債が包括券面によって表章され、決済機構によって保管されている間は、発行会社およびその他の当事者によって署名された2012年4月20日付約款(以下「約款」という。)の利益を享受する。本社債は、いずれの証券取引所(有価証券の売買を行う金融商品市場を開設する金融商品取引所または外国金融商品市場を開設する者をいう。以下同じ。)にも上場されない予定である。

(注1) 上記の売出券面額の総額は、本社債のユーロ市場における発行額面金額の総額と同額である。

(注2) 本社債に関し、発行会社の依頼により、金融商品取引法第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付またはかかる信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はない。

発行会社は、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(以下「ムーディーズ」という。)からA2の長期発行体格付を、スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービスズ(以下「S&P」という。)からAの長期発行体格付を、またフィッチ・レーティングス(以下「フィッチ」という。)からA+の長期発行体格付を各々取得している。これらの格付は、いずれも発行会社が発行する個別の社債に対する信用格付ではない。

ムーディーズ、S&Pおよびフィッチは、信用格付事業を行っているが、本書日付現在、金融商品取引法第66条の27に基づく信用格付業者として登録されていない。無登録格付業者は、金融庁の監督および信用格付業者が受ける情報開示義務等の規制を受けておらず、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第3項第3号に掲げる事項に係る情報の公表も義務付けられていない。

ムーディーズ、S&Pおよびフィッチについては、それぞれのグループ内に、金融商品取引法第66条の27に基づく信用格付業者として、ムーディーズ・ジャパン株式会社(登録番号：金融庁長官(格付)第2号)、スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社(登録番号：金融庁長官(格付)第5号)およびフィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社(登録番号：金融庁長官(格付)第7号)が登録されており、各信用格付の前提、意義および限界は、インターネット上で公表されているムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ(ムーディーズ日本語ホームページ(<http://www.moodys.co.jp>)の「信用格付事業」をクリックした後に表示されるページ)にある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」、スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ(<http://www.standardandpoors.com/home/jp/jp>)の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」(<http://www.standardandpoors.com/ratings/unregistered/jp/jp>)に掲載されている「格付けの前提・意義・限界」およびフィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ(<http://www.fitchratings.co.jp>)の「規制関連」セクションにある「格付方針等の概要」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」において、それぞれ公表されている。

## 2 【売出しの条件】

売出価格	申込期間	申込単位	申込証拠金	申込受付場所	売出しの委託を受けた者の住所および氏名または名称	売出しの委託契約の内容
額面金額の79.65%(注1)	2012年11月29日から同年12月27日まで	額面100ユーロ以上100ユーロ単位	なし	売出人の日本における本店および所定の営業所(注2)	該当事項なし	該当事項なし

本社債の受渡期日は2012年12月28日（日本時間）である。

(注1) 本社債の購入者は、受渡期日に売出価格をユーロまたは相当する円貨にて支払う。

(注2) 本社債の申込み、購入および払込みは、各申込人と売出人との間に適用される外国証券取引口座約款に従ってなされる。各申込人は売出人からあらかじめ同約款の交付を受け、同約款に基づき外国証券取引口座の設定を申し込む旨記載した申込書を提出しなければならない。

外国証券取引口座を通じて本社債を取得する場合、同口座約款の規定に従い本社債の券面の交付は行わない。

券面に関する事項については、下記「3 売出社債のその他の主要な事項」を参照のこと。

(注3) 本社債は、アメリカ合衆国1933年証券法（その後の改正を含む。）（以下「証券法」という。）に基づき、またはアメリカ合衆国の州その他の法域の証券規制当局に登録されておらず、今後登録される予定もない。証券法の登録義務を免除されている一定の取引において行われる場合を除き、合衆国内において、または合衆国人に対し、もしくは合衆国人のために（証券法に基づくレギュレーションSにより定義された意味を有する。）、本社債の売付けの申込み、買付けの申込みの勧誘または売付けを行うことはできない。

### 売出有価証券についてのリスク要因

本社債への投資は、下記に要約された為替リスク、信用リスク等の一定のリスクを伴う。本社債への投資を検討する投資家は、為替リスクに関する取引についての知識または経験を有しているべきである。投資を検討する投資家は、本社債のリスクを理解し、自己の個別的な財務状況、本書に記載される情報および本社債に関する情報に照らし、本社債が投資に相応しいか否かを自己のアドバイザーと慎重に検討した後に、投資判断を下すべきである。

以下に記載する要因その他の要因の1つまたは複数の変化によって、投資家の受取る本社債の償還額または売却時の手取金は、投資した元本金額を下回る可能性がある。

#### 円／ユーロ為替レートの変動により影響を受けるリスク

本社債の元金はユーロで支払われる。したがって、投資家は円換算した償還金額または途中売却価格が投資元本を割り込むリスクを承知する必要がある。

#### 金利

本社債の元金はユーロで支払われる。したがって、償還前の各本社債の価値はユーロの金利の変動の影響を受ける。通常の場合のもとでは、本社債のユーロ建ての価値は、ユーロの金利が低下する場合には上昇し、逆の場合には下落することが予想される。

#### 不確実な流通市場

本社債は、満期日を2022年12月28日とする債券であるが、投資家は、本社債を途中売却するための流通市場が形成されると想定することはできないし、流通市場が形成された場合でも、かかる流通市



場に流動性があるという保証はない。発行会社、売出人およびそれらの関連会社は現在、本社債を流通市場に流通させることは意図していない。また、たとえ流動性があったとしても、本社債の所持人（以下「本社債権者」という。）は、為替市場、ユーロの金利市場および発行会社の信用状況の変動等、数多くの要因により、満期日前に本社債を売却することにより大幅な損失を被る可能性がある。したがって、本社債に投資することを検討している投資家は、満期日まで本社債を保有する意図で、かつそれを実行できる場合にのみ、本社債に投資されたい。

投資利回りが同じ程度の期間の普通社債の投資利回りより低くなるリスク（機会費用損失リスク）

本社債の満期日までの利回りは、他の投資の利回りより低いことがありうる。貨幣の時間的価値という観点からみると、本社債に対する投資は、その機会費用に見合わないことがある。

発行会社の経営・財務状況の変化および信用格付の変動が本社債の価値および投資家が受取る金額に影響を与えるリスク

本社債の価値は、発行会社の経営・財務状況の変化、発行会社の信用に対する投資家一般の評価、ならびにムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク、スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービシズおよびフィッチ・レーティングスなどの統計的格付機関による発行会社発行の債券に対する信用格付の実際のまたは予想される動向などによって影響を受けることがある。さらに、発行会社の経営・財務状況および発行会社発行の債券に対する信用格付に反映されることのある発行会社の信用状況における重大な変化が、本社債に関する支払いを含め、発行会社の債務の支払能力に影響を及ぼすことがある。

潜在的利益相反

本社債については、発行会社が計算代理人（以下に定義する。）を務める。場合によっては、発行会社としての立場と、本社債の計算代理人としての立場の利害が相反することがありうる。発行会社は、計算代理人としての職務を誠実に遂行する義務を負っている。

税金

日本の税務当局は本社債についての日本の課税上の取扱いについて必ずしも明確にしていない。下記「3 売出社債のその他の主要な事項、(6) 租税上の取扱い、日本国の租税」の項を参照のこと。また、将来において、本社債についての課税上の取扱いが変更される可能性がある。本社債に投資しようとする投資家は、各自の状況に応じて、本社債の会計・税務上の取扱い、本社債に投資することによるリスク、本社債に投資することが適当か否か等について各自の会計・税務顧問に相談する必要がある。

### 3 【売出社債のその他の主要な事項】

#### (1) 償還および買入れ

##### (A) 満期における償還

本社債が下記のとおり満期日前に償還または買入消却されない限り、各本社債は、発行会社により、満期日に、額面金額（以下「満期償還金額」という。）にて償還される。

##### (B) 税制上の理由による繰上償還

発行会社は、以下の場合には、財務代理人および下記「(8) 通知」に従って本社債権者に対して、当該償還の45日前から30日前までの間に通知（かかる通知は、取消すことができない。）を行うことにより、いつでも本社債の全部（一部は不可。）を償還することができる。

(i) かかる通知をなす直前に、租税法域（以下に定義する。）の法令の改正、またはかかる法令の適用もしくは公権的解釈の変更（本社債の最初のトランシュの発行日以降に有効となるものに限る。）の結果、発行会社が下記「(6) 租税上の取扱い、フランスの租税」記載の追加額の支払義務を課されたか、将来課されることになる場合であり、かつ、

(ii) 発行会社が、利用可能な合理的手段を用いてもかかる義務を回避できない場合

ただし、かかる償還通知は、本社債に関する支払期日が到来したならば発行会社が当該追加額を支払う義務を負う最も早い日の90日前までは行うことができない。

「租税法域」とは、フランスもしくはその地方自治体またはそれらの課税当局をいう。

本「(B) 税制上の理由による繰上償還」に基づいて償還される本社債は、期限前償還金額（以下に定義する。）で償還される。

「期限前償還金額」とは、計算代理人としてのソシエテ ジェネラル（以下「計算代理人」という。）が決定する各本社債の当該償還日における公正市場価値に相当する金額をいう。当該償還金額は、本社債につき締結されたヘッジング契約を解除するための費用を考慮した後、繰上償還がなければ当該期限前償還日以降に満期に至っていたはずの本社債に関する発行会社の支払義務と経済的に同じ価値を本社債権者に対して保障する効果を有するものとする。

計算代理人の計算および決定は、明白な誤りがない限り、発行会社および本社債権者に対し最終的かつ拘束力あるものとする。

##### (C) 特別税制償還

発行会社が、下記「(6) 租税上の取扱い、フランスの租税」記載の追加額の支払いに関する取り決めにも関わらず、租税法域の法令に基づき本社債の元金の支払いの際に、期限が到来した金額の全額を本社債権者に支払うことを禁止される場合、発行会社は、直ちに財務代理人に対しかかる事実を通知する。その上で、発行会社は、下記「(8) 通知」に従って本社債権者に対し7日以上45日以内の事前通知を行うことにより、直ちに、本社債の全部（一部は不可。）を下記のいずれか遅くに到来する日に、償還しなければならない。

(i) 発行会社が、本社債に関し、その時点で期限が到来している全額の支払いを行うことが実務的に可能な最終日

(ii) 上記の財務代理人に対する通知後14日目の日

##### (D) 買入れ

発行会社は、いつでも、適用法令に従って公開市場においてまたはその他の方法によりいかなる価値においても本社債を買入れる権利を有する。発行会社により買入れられた本社債は、フラ

ンス財政金融法L. 213-1-A条に従って、本社債の流動性を向上させることを目的として買入れ、保有することができる。発行会社は、フランス財政金融法D. 213-1-A条により、本社債を購入の日から1年を超える期間保有することはできない。

(E) 消却

発行会社により、または発行会社のために消却のために買入れられた本社債はすべて直ちに消却されるものとする。買入消却された本社債は財務代理人に引渡され、再発行または再売却することはできず、当該本社債に係る発行会社の義務は免除される。

(2) 支払い

(A) 支払いの方法

本社債に係る支払いは、被支払人が指定するユーロ建て口座（またはユーロの振込みを行うことができるその他の口座）への振込みまたは被支払人の選択に従いユーロ建て小切手により行われる。

本社債に関するすべての支払いは当該支払いを行う場所において適用される会計その他の事項に係る法令に従って行われる（ただし、下記「(6) 租税上の取扱い」の規定は尊重されるものとする。）。

(B) 本社債の呈示

確定社債券に関する元金の支払いは（下記の規定に従い）上記(A)に規定する方法により当該確定社債券の呈示および引渡し（または支払うべき金額の一部支払いの場合であれば裏書）と引換えによってのみ行われる。当該支払いは、合衆国（アメリカ合衆国（その州、コロンビア特別区およびその属領を含む。以下同じ。））外の支払代理人の指定事務所においてなされる。上記(A)に基づく支払いが、本社債権者の選択により小切手により行われる場合、かかる支払いは、当該被支払人が指定する合衆国外の住所地へ郵送または送付することにより行われる。振込みによる支払いは、適用ある法令に従って、直ちに使用可能な資金により、被支払人が保有する合衆国外に所在する銀行の口座に対して行われる。本社債に係る支払いは、合衆国内における発行会社または支払代理人の事務所または代理店における当該本社債の呈示によっては行われず、またかかる支払いは合衆国内の口座への振込みまたは合衆国内の住所への郵送によっても行われない。

(C) 大券に関する支払い

大券により表章される本社債に関する元金の支払いについては、確定社債券に関する上記の規定または関連する大券に規定された方法によりかかる大券の呈示または（場合により）引渡しと引換えに（下記の規定に従い）合衆国外の支払代理人の指定事務所において行われるものとする。各支払いの記録は、当該支払代理人によりかかる大券上に、または（必要に応じて）ユーロクリア・バンク・エス・エー／エヌ・ヴィ（以下「ユーロクリア」という。）およびクリアストリーム・バンキング・ソシエテ・アノニム（以下「クリアストリーム・ルクセンブルグ」という。）の記録上になされるものとする。

(D) 支払いに適用される一般条項

大券の所持人は、かかる大券により表章される本社債に関する支払いを受領する権限を有する唯一の者とする。発行会社の支払義務は、かかる大券の所持人に対してまたはかかる所持人の指

示により支払われた各金額に関して免除されるものとする。ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルグの記録上、大券により表章される本社債の一定の額面金額につき実質所持人として記載されている者は、ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルグに対してのみ、発行会社によって大券の所持人に対してまたはかかる所持人の指示により行われた支払いにおけるかかる者の持分につき請求することができる。大券の所持人以外の者は、大券に基づく支払いに関し発行会社に対して請求権を有しないものとする。

(E) 支払営業日

本社債に関する金員の支払期日が支払営業日（以下に定義する。）でない場合、本社債権者は、代わりに、当該地域における翌支払営業日（ただし、翌支払営業日が翌暦月になる場合は、当該地域における直前の支払営業日とする。）に支払いを受領することができる。支払期日についてかかる調整がなされた場合であっても、本社債に関する金員の支払金額は、かかる調整による影響を受けないものとする。

「支払営業日」とは、東京およびロンドンにおいて、商業銀行および外国為替市場が支払いの決済を行い、一般的な営業（外国為替および外貨預金の業務を含む。）を行っており、かつ TARGET2営業日である日をいう。ただし、代理契約の規定に従うものとする。

(F) 元金の解釈

本社債の元金という表現には、必要に応じ、(i) 下記「(6) 租税上の取扱い、フランスの租税」に基づいて元金に関して支払われるべき追加額、(ii) 本社債の満期償還金額、(iii) 本社債の期限前償還金額および(iv) 本社債に基づき、または本社債に関して発行会社により支払われるべきプレミアムその他の金額（利息を除く。）を含むものとする。

(G) 通貨が取得不可能な場合

発行会社が、為替管理の導入、通貨の交換または使用停止その他の発行会社のコントロールが及ばない理由によりユーロを取得できなくなった場合、発行会社は本社債の支払義務を、支払期日の4営業日前の日のパリ時間正午における適当な銀行間市場のユーロによる米ドルの買値のスポット為替レート（かかるスポット為替レートが当該日に取得できない場合は、取得可能な直前の日におけるスポット為替レート）により換算した米ドル建ての金額を支払うことにより履行することができる。本項に従って米ドルによって行われた支払いは、債務不履行事由（以下に定義する。）を構成しない。

(H) 財務代理人および支払代理人

最初の財務代理人およびその他の支払代理人の名称および最初の特定事務所の住所は、以下のとおりである。

発行会社は、支払代理人を変更または解任し、追加のまたはその他の支払代理人を任命し、支払代理人が業務を行う指定事務所の変更を承認することができる。ただし、

(i) 本社債が証券取引所に上場している、またはその他の関係当局により取引もしくは上場が許可されている限り、常に、関連する証券取引所の規則によって要求される地域に事務所を有する支払代理人（財務代理人がなることができる。）が存在しなければならない。

(ii) 常に欧州の都市に指定事務所を有する支払代理人（財務代理人がなることができる。）が存在しなければならない。

- (iii) いずれの欧州連合加盟国（以下「加盟国」という。）も欧州理事会命令2003/48/ECまたは当該命令を施行もしくは遵守するための法律、もしくは当該命令と適合させるために施行される法律（かかる命令または法律を、以下「EU貯蓄課税法令」という。）に基づき税金を源泉徴収または控除すべき義務を負わない限りにおいて、EU貯蓄課税法令に基づき税金を源泉徴収または控除すべき義務を負わない加盟国内に常に支払代理人が存在しなければならない。
- (iv) 常に財務代理人が存在しなければならない。

#### 本社債に関する支払代理人（「支払代理人」）

名称	住所
ソシエテ ジェネラル バンク アンド トラスト (Société Générale Bank & Trust) (財務代理人)	ルクセンブルグ ルクセンブルグ市 2420 エミル ロイター アベニュー 11 (11, avenue Emile Reuter 2420 Luxembourg, Luxembourg)
ソシエテ ジェネラル (Société Générale)	フランス共和国 パリ市 9 区 ブルバール オスマン 29 (29, boulevard Haussmann 75009, Paris, France)

いかなる変更、解任、選任または交代も、（支払不能の場合を除き、かかる場合には直ちに効力を生じる。）「(8) 通知」に従って本社債権者に30日以上45日以内の事前の通知を行った後のみ効力を生じる。

代理契約に基づく行為に関しては、支払代理人は発行会社の代理人としてのみ行為し、本社債権者に対してはいかなる義務も負わず、また代理または信託の関係を生じない。代理契約には、支払代理人と合併し、または支払代理人からすべてもしくは実質的にすべての資産の譲渡を受けた者が後任の支払代理人となることを認める規定が置かれている。

### (3) 本社債の地位

本社債は、発行会社の直接、無条件、無担保かつ非劣後の債務であり、発行会社の現在および将来のその他すべての直接、無条件、無担保かつ非劣後の債務（法律により優先性が付与されているものを除く。）と同順位であり、本社債間においても何らの優先もなく同順位である。

### (4) 債務不履行事由

以下のいずれかの事由（それぞれを以下「債務不履行事由」という。）が発生した場合、本社債権者は、発行会社に対して、本社債が期限の利益を喪失し、直ちに期限前償還金額により償還されるべき旨の書面による通知を行うことができ、これにより本社債は期限の利益を喪失し、直ちに期限前償還金額により償還される。

- (i) 本プログラムに基づいて発行された社債（本社債を含む。）のいずれかに係る元金または利息の支払いについて発行会社による債務不履行が発生し、かかる不履行が30日間継続すること。
- (ii) 発行会社が本プログラムに基づいて発行された社債（本社債を含む。）に基づく、またはこれに関するその他の義務を履行せず、かかる不履行の治癒を求める通知が発行会社に到達した後60

日間かかる不履行が継続すること（ただし、かかる不履行が発行会社によって治癒することができないものである場合には、かかる不履行の継続は要件とならない。）。

- (iii) 発行会社が支払不能もしくは破産の宣告もしくは何らかの破産法、支払不能法その他債権者の権利に影響を与える類似の法律に基づくその他の救済措置を求める手続を開始し、発行会社の設立地もしくは本店所在地において発行会社に対して支払不能、再生手続もしくは規制に関する主たる権限を保有する規制当局、監督当局その他これに類似の職務を有する者によって発行会社に対しかかる手続が開始され、発行会社がかかる手続に同意し、または発行会社が、自らもしくは上記の規制当局、監督当局もしくは類似の職務を有する者による解散もしくは清算の申立てに同意すること。ただし、債権者により開始された手続または債権者により行われた申立てであって、発行会社が同意していないものは債務不履行事由を構成しない。

## (5) 社債権者集会および修正

代理契約は、本社債または代理契約の一定の条項の変更に関する特別決議（以下「特別決議」という。）による承認を含む本社債権者の利益に影響を及ぼす事項を決議する社債権者集会の招集に係る規定を定めている。かかる集会は、いつでも、発行会社または未償還額面金額の10%以上を保有する本社債権者により招集される。かかる社債権者集会における特別決議を行う定足数は、未償還額面金額の50%以上を有する本社債権者またはその代理人、延期集会においては、額面金額を問わず本社債を有する本社債権者またはその代理人とする。ただし、本社債に関する一定の条項の変更（本社債の満期日の変更、本社債に係る元金額の減額もしくは免除、本社債の支払通貨の変更、特別決議を行うための要件の変更または発行会社の株式、社債その他の債務および／もしくは有価証券を対価とする本社債の交換もしくは売却もしくはそれらへの本社債の転換もしくはこれらに対価とする本社債の消却を含むがこれに限定されない（代理契約により詳細な規定がなされる。）。）を議事とする社債権者集会について特別決議を行うために必要な定足数は、未償還額面金額の3分の2以上を有する本社債権者またはその代理人とし、かかる集会の延期集会においては未償還額面金額の3分の1以上を有する本社債権者またはその代理人とする。社債権者集会の特別決議は、その出席の有無を問わず、本社債権者のすべてを拘束する。

財務代理人および発行会社は、本社債権者の同意なくして、本社債または代理契約の変更のうち、(i)本社債もしくは代理契約に含まれる曖昧な点もしくは瑕疵のある規定もしくは矛盾する規定を是正もしくは訂正するためのもの、もしくは形式的、軽微もしくは技術的なもの、(ii)本社債権者の利益を害しないもの（ただし、当該変更を検討する目的で本社債権者の社債権者集会が開催された場合に特別決議を要する事項に関するものでないことを条件とする。）、(iii)明らかな誤りもしくは立証された誤りを是正するもの、または(iv)法律上の強行法規を遵守するためのものに合意することができる。かかる変更は本社債権者を拘束し、またかかる変更は下記「(8) 通知」に従い通知されるものとする。

## (6) 租税上の取扱い

### フランスの租税

以下は、日本国の税法上ならびに1995年3月3日付の「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とフランス共和国政府との間の条約」および2007年1月11日

付の改正議定書（以下「租税条約」と総称する。）上の日本国居住者であり、租税条約の利益を享受する権利を有する者であって、本社債との関係で日本国外の恒久的施設または固定的拠点を通じて行為を行っていない者（以下「国内居住本社債権者」という。）による本社債の取得、保有および処分に関するフランスの租税上の重要な結果の要約である。

以下の記述は一般的な概要であり、特定の状況にある本社債権者に関連するフランスの税法および租税条約の全体像を示すことを意図したものではない。以下の記述は、本書提出日現在において、源泉徴収の対象となる本社債からの所得に課される税に関する情報について記載したものである。かかる情報は、本社債に関連して生じる可能性のある税制上の諸問題について、網羅的に説明することを意図したものではない。したがって、本社債への投資を検討する投資家は、本社債の購入、所有または処分に関する関連する各法域における当該投資家に対する課税関係について独自の税制上の助言を受けるべきである。

フランスの2009年第3号改正金融法（2009年12月30日付2009-1674法）（以下「本法」という。）の導入後、本社債について発行会社によってなされた収益の支払いには、当該支払いがフランス一般租税法第238-0条Aに定められた意味におけるフランス国外の非協調国または地域（*Etat ou territoire non coopératif*）（以下「非協調国」という。）においてなされた場合を除き、フランス一般租税法第125条AⅢに定められる源泉徴収税が課されない。本社債の支払いが非協調国においてなされる場合、フランス一般租税法第125条AⅢに基づいて50%の源泉徴収税が適用される（ただし、一定の例外がある。）。

さらに、フランス一般租税法第238条Aに従って、当該本社債の収益は、それらが非協調国に居住する者もしくは非協調国において設立された者に対して支払われ、もしくは生じた場合、または非協調国において支払われた場合、2011年1月1日以後に開始する事業年度以降は発行会社の課税所得の控除対象とはならない（控除の適用除外）。一定の条件の下では、かかる控除対象とならない収益は、フランス一般租税法第109条に基づいてみなし配当とされる場合がある。その場合、かかる控除対象とならない収益には、フランス一般租税法第119条第2項に基づいて定められる30%または55%の源泉徴収税が課される場合がある。

上記に関わらず、本法では、社債の発行の主要な目的および効果が、非協調国における収益の支払いを認めるものではなかったことを発行会社が証明できる場合には、かかる社債の発行にはフランス一般租税法第125条AⅢに基づいて定められる50%の源泉徴収税および控除対象からの除外のいずれも適用されないと規定されている（以下「本例外」という。）。2010年2月22日付フランス税務当局の決定（*rescrit*）第2010/11（FPおよびFE）号（以下「本決定」という。）に基づき、社債の発行が下記のいずれかに該当する場合、かかる社債の発行は、発行会社がかかる社債の発行の目的および効果を証明することなく、本例外の対象となる。

- (i) フランス財政金融法L. 411-1条に定められる公募によって勧誘される場合または非協調国以外の国において募集に相当するものによって勧誘される場合。本条において「募集に相当するもの」とは、外国の証券市場当局への発行書類の登録または提出が必要となる勧誘をいう。
- (ii) 規制市場またはフランスもしくは外国の多国間証券取引システムにおける取引が承認されており（ただし、かかる市場またはシステムが非協調国に所在していない場合に限る。）、かかる市場の運営が取引業者または投資サービス業者その他これに類似する外国の事業体によって行われ

ている場合（ただし、かかる取引業者、投資サービス業者または事業者が非協調国に所在しない場合に限る。）。

- (iii) その発行時において、フランス財政金融法L.561-2条に定められる中央預託機関もしくは証券の決済および受渡しならびに支払いのためのシステムの運営機関またはこれに類似する外国の預託機関もしくは運営機関の決済業務における取扱いが認められている場合（ただし、かかる預託機関または運営機関が非協調国に所在しない場合に限る。）。

本社債の元金の一切の支払いは、租税法域により、または租税法域のために課されまたは徴収されることのある現在または将来の一切の租税、賦課または政府課税金を控除または源泉徴収することなく行われるものとする。ただし、かかる控除または源泉徴収が法律上必要とされる場合はこの限りではない。

租税法域のために控除または源泉徴収が行われる必要がある場合、発行会社は、法律により許容される限度で、租税、賦課または政府課税金の控除または源泉徴収後、本社債権者が、支払期限の到来した全額を受領するために必要な追加額を支払わなければならない。ただし、次の場合には、本社債に関し、かかる追加額は支払われないものとする。

- (a) 単なる本社債の所持による以外にフランスと関係を有していることを理由として、本社債に関する支払いに関する当該租税、賦課または政府課税金に対する責任を負担している者が所持人である場合。
- (b) 関連日から30日以上経過した後に支払いのための呈示がなされた場合。ただし、かかる30日目の日が支払営業日であったと仮定して所持人がかかる日に支払いのために本社債を呈示していたならばかかる追加額を受領する権利を有していた場合を除く。
- (c) かかる源泉徴収または控除が(i)個人である実質所有者もしくは残余事業体に対する支払いについて行われるものであって、貯蓄所得の課税に関する欧州理事会命令2003/48/ECもしくは当該命令を施行し、もしくは遵守するための法律もしくは当該命令と適合させるために施行された法律（欧州連合の内外を問わない。）に基づいて義務付けられる場合、または(ii)欧州共同体とその他の国もしくは地域の間で欧州連合貯蓄課税命令に規定された措置と同等の措置について定めた契約、もしくはかかる契約を施行し、もしくは遵守するための法律その他の規制もしくはかかる契約と適合させるために施行された法律その他の規制に基づいて義務付けられるものである場合。
- (d) かかる源泉徴収または控除が、支払いについて課されるものであって、(y)貯蓄所得の課税に関する欧州理事会命令2003/48/ECまたは(z)2010年12月22日にスイス連邦理事会が提出した法案に規定された原則と類似の原則（特に、支払代理人等の発行会社以外の者に租税の源泉徴収または控除を行わせる原則）に従った支払いに関する課税を定めたスイスにより施行される法律に基づいて義務付けられるものである場合。
- (e) 欧州連合加盟国内の他の支払代理人に対して本社債を呈示することにより、かかる源泉徴収もしくは控除を回避することのできたであろう所持人によって、またはかかる所持人のために支払いのための呈示がなされた場合。



## 日本国の租税

居住者または内国法人である投資家および国内に恒久的施設を有しない非居住者または外国法人である投資家に対する本社債の課税上の一般的な取扱いは以下のとおりである。なお、本社債に投資する投資家は、各自の状況に応じて、本社債の課税関係、本社債に投資することによるリスクおよび本社債に投資することが適当か否かについては、各自の会計・税務専門家等に相談する必要がある。また、以下は日本の租税に関する本書提出日現在の現行法令に基づく本社債の課税上の取扱いを述べたものであり、将来、法令改正等が行われた場合には、取扱いが異なる可能性があることに留意が必要である。

現行法令上、本社債は外国法人が日本国外で発行した社債であり、当該外国法人の日本国内における恒久的施設において行う事業には帰属しないものとして取り扱われるのが相当であると考えられるが、本社債の性格または投資家の状況等から、日本の税務当局により上記と異なる取扱いをされた場合には、本社債の投資家に対する課税上の取扱いは以下に述べるものと異なる可能性があることに注意されたい。

### (a) 居住者に対する課税上の取扱い

#### (i) 譲渡に対する課税

一般に、社債の譲渡による譲渡益は、租税特別措置法第37条の16第1項に列挙される割引の方法により発行される公社債に類するものを除き非課税とされ、譲渡損は所得税法上ないものとみなされる。

本社債については、租税特別措置法第37条の16第1項に列挙される割引の方法により発行される公社債に類するものとして取り扱われ、本社債の譲渡による所得は、譲渡所得として総合課税の対象となるものと考えられる。

#### (ii) 償還に対する課税

本社債の満期償還が行われた場合で、償還額が取得価額を超える場合のその差額は、原則として償還差益として取り扱われ、所得が日本国の居住者たる個人に帰属する場合は、所得税法上の雑所得に該当し、総合課税の対象となると考えられる。

### (b) 内国法人に対する課税上の取扱い

#### (i) 本社債の期末時の評価

本社債が売買目的有価証券に該当する場合は、期末時に本社債を時価評価する。当該金額と帳簿価額との差額に相当する金額は、課税所得の計算上、益金の額または損金の額に算入される。

本社債が売買目的外有価証券に該当する場合は、期末時に本社債の償還金額と帳簿価額の差額を償還期限までの期間にわたり調整した価額で評価する。当該金額と帳簿価額との差額に相当する金額は、課税所得の計算上、益金の額または損金の額に算入される。

#### (ii) 譲渡に対する課税

内国法人が、本社債を譲渡した場合は、譲渡対価から本社債の帳簿価額および譲渡費用を控除して計算した差額が譲渡損益として、当該内国法人の譲渡の日の属する事業年度の課税所得の計算上、益金の額または損金の額に算入されることになる。

(iii) 償還に対する課税

本社債の満期償還が行われた場合は、償還金額から本社債の帳簿価額を控除して計算した差額が、当該内国法人の償還の日の属する事業年度の課税所得の計算上、益金の額または損金の額に算入されることになる。

(c) 非居住者および外国法人に対する課税上の取扱い

非居住者および外国法人が支払いを受ける本社債の償還差益および本社債を譲渡したことにより生ずる所得については、当該非居住者および外国法人が国内に恒久的施設を有しない場合は、原則として日本において課税されないことになる。

(7) 準拠法および管轄裁判所

代理契約、約款および本社債ならびにそれらに起因または関連する契約外の義務は、英国法に準拠し、同法に基づき解釈される。

発行会社は、本社債権者の利益のために、英国の裁判所が本社債に起因または関連して生じうる紛争を解決する専属的管轄権を有することに取消不能の形で合意し、それに伴って英国の裁判所の専属的管轄権に服する。

発行会社は、英国の裁判所が不都合な裁判地であることまたは管轄違いであることを理由として英国の裁判所に対して異議を申立てる権利を放棄する。本社債権者は、本社債および本社債に起因または関連して生じる発行会社に対する訴訟、法的措置または手続（以下「関連手続」と総称する。）について、管轄権を有するその他の裁判所に提起し、または申立てることができ、複数の法域において同時に関連手続の提起または申立てを行うことができる。

発行会社は現在EC3N 4SG ロンドン、タワーヒル41 SGハウスに所在するソシエテ ジェネラル・ロンドン支店（以下「SGLB」という。）を訴状送達代理人として任命している。SGLBが訴状送達代理人を辞任した場合または英国での登録を取消された場合、発行会社は他の者を英国における訴状送達代理人に任命することに合意している。本項の記載は、法律で認められるその他の方法によって訴状を送達する権利に影響を及ぼさない。

発行会社は、代理契約および約款において、上記とほぼ同様の条項により、英国の裁判所の管轄に服することに合意し、訴状送達代理人を任命している。

(8) 通知

本社債に関するすべての通知は、ヨーロッパで一般に頒布されている主要な英字の一般日刊紙（「フィナンシャル・タイムズ」が予定されている。）に掲載された場合に有効になされたものとみなされる。

発行会社は、通知が、その時点で本社債の上場するもしくは取引が許可される取引所またはその他の関係当局の規則および規定に従う方法をもって適法に行われるようにする。かかる通知は新聞に最初に掲載が行われた日に、または複数の新聞への掲載が要請される場合には、要請される新聞のすべてに掲載が行われた最初の日になされたものとみなされる。

確定社債券が発行されるまで、本社債を表章する大券がすべてユーロクリアおよび／またはクリアストリーム・ルクセンブルグのために保有されている限り、かかる新聞における掲載は、それら

の機関による本社債権者への伝達のためのユーロクリアおよび／またはクリアストリーム・ルクセンブルグに対する関連する通知の交付に代えることができ、加えて本社債が証券取引所に上場しまたは関係当局が取引を許可しかつ当該取引所または関係当局の規則が要請する限り、当該通知はこれらの規則に従って公表される。かかる通知は、ユーロクリアおよび／またはクリアストリーム・ルクセンブルグに対し当該通知がなされた日において本社債権者に対してなされたものとみなされる。

本社債権者よりなされる通知は書面にて（確定社債券の場合には）当該本社債とともに財務代理人に提出することによりなされるものとする。本社債が大券により表章されている場合は、かかる通知は、本社債権者により財務代理人およびユーロクリアおよび／または（場合により）クリアストリーム・ルクセンブルグが当該目的のために同意する方法で、ユーロクリアおよび／または（場合により）クリアストリーム・ルクセンブルグを通じて財務代理人に対しなされるものとする。

## (9) その他

### (A) 代わり社債

本社債が紛失、盗取、切断、汚損または毀損した場合、財務代理人の指定事務所において、関連する証券取引所の要件およびすべての適用ある法令に基づき、申請者によるそれに関して発生した費用の支払いおよび発行会社が合理的に要求する証拠、担保、補償等を提供することにより、取替えることができる。汚損または毀損した本社債は代替物が発行されるまでに引渡されなければならない。

### (B) 消滅時効

関連日の後10年間、元金に関する請求を行わない場合、本社債は無効となる。

「関連日」とは、関連する支払いに関する期限が最初に到来する日をいう。ただし、財務代理人がかかる期日以前に支払われるべき金員の全額を受領していなかった場合には、かかる金員を全額受領し、かつ上記「(8) 通知」に従いその旨の通知が本社債権者に対して適法になされた日をいうものとする。

### (C) 追加発行および統合

発行会社は随時本社債権者の同意なくして本社債とすべての点で同順位かつ同様の要項（発行日および／または発行価格を除く。）で社債を追加発行でき、かかる追加発行された社債は既に発行済の本社債と統合され、単一のシリーズをなすものとする。

(D) 当初本社債を表章する仮大券が発行される。仮大券は、その発行後40日を経過した後に、米国税制上の実質的所有に関する証明の要件のもとに恒久大券と交換される。恒久大券は、(i)債務不履行事由が発生し、継続している場合、(ii)ユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルグがともに連続する14日以上営業を停止し（休日、法律上の理由等による場合を除く。）、もしくは営業停止の意思を公表し、もしくは事実上営業を停止し、他の承継償還決済機構が利用可能ではない旨の通知を発行会社が受けた場合、(iii)発行会社が本社債の元金の次回の支払いの際に上記「(6) 租税上の取扱い、フランスの租税」記載の追加額の支払いが必要となるが本社債が確定社債券であればかかる支払いが不要となる場合においてのみ、確定社債券と交換することができる。

### 第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし。

## 第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項なし。

## 第三部 【参照情報】

### 第1 【参照書類】

会社の概況および事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1 【有価証券報告書及びその添付書類】

( 事業年度 自 平成23年1月1日 ) 平成24年6月29日  
( 2011年度 ) 至 平成23年12月31日 ) 関東財務局長に提出。

#### 2 【四半期報告書又は半期報告書】

( 事業年度 自 平成24年1月1日 ) 平成24年9月27日  
( 2012年度中 ) 至 平成24年6月30日 ) 関東財務局長に提出。

#### 3 【臨時報告書】

該当事項なし。

#### 4 【外国会社報告書及びその補足書類】

該当事項なし。

#### 5 【外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類】

該当事項なし。

#### 6 【外国会社臨時報告書】

該当事項なし。

#### 7 【訂正報告書】

訂正報告書(上記1の有価証券報告書の訂正報告書)を平成24年9月27日に、関東財務局長に提出。

### 第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書(訂正を含む。)および半期報告書(以下「有価証券報告書等」と総称する。)の「事業等のリスク」に記載された事項について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本書提出日までの間において重大な変更は生じておらず、また、追加で記載すべき事項も生じていない。また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されているが、当該事項は本書提出日においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もない。

### 第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

該当事項なし。

### 第四部 【保証会社等の情報】

該当事項なし。



## 有価証券報告書等の提出日以後における重要な事実の内容を記載した書面

2012年11月8日に公表された2012年第3四半期の業績の概要は以下のとおりである。

2012年11月7日に開催されたソシエテ ジェネラルの取締役会において、当グループの2012年第3四半期および2012年1～9月期の決算が承認された。第3四半期のグループ当期純利益は8,500万ユーロとなり、銀行業務純益は53億9,700万ユーロだった。1～9月期のグループ当期純利益は12億5,000万ユーロ、銀行業務純益は179億8,000万ユーロだった。

2010年に開始された変革戦略は続行され、特に**リスクプロファイルの削減**および**グループの事業資産ポートフォリオの最適化**に力が入れられた。コーポレート&インベストメント バンキング部門のローン売却プログラムは目標に到達し終了され、2011年6月以降で総額160億ユーロの資産が売却された。売却および償却<sup>(1)</sup>により、コーポレート&インベストメント バンキング部門のレガシー資産ポートフォリオは2012年6月末時点の水準から三分の一、2011年6月末の水準からは約三分の二削減された。特に、投資不適格なレガシー資産ポートフォリオ残高は、2012年10月17日時点で32億ユーロまで削減された。また、当グループは、ギリシャのリテール銀行子会社（ゲニキ銀行）および米国の資産運用子会社（TCW）を含む、特定の子会社および保有株式の売却に関する契約の締結を発表した。

当グループのリスク調整後資産は、この最適化戦略および各事業に対する資源制約の義務付けの双方を反映し、第3四半期に54億ユーロ（1～9月期では122億ユーロ）削減された。

この戦略や良好な業績に支えられ、当グループは2012年9月末時点で、第3四半期に+39bp、1～9月期には+125bpとなる、「バーゼル2.5」基準の**コアTier 1比率10.3%**を達成した。

フランス経済が失速する中、営業費用やリスク引当の厳密な管理に支えられ、**フランス国内ネットワーク部門**は堅固な業績を達成した。**国際リテール バンキング部門**は多角的なビジネスモデルの復元力を再度実証した。中・東欧諸国の成長は低迷していたものの、ロシアではグループ変革の初期効果が確認され始めており、また、地中海沿岸およびサハラ以南のアフリカでは事業は成長を続けた。**専門金融サービス&保険部門**は、保険事業の力強い伸びや専門金融サービスの収益性の改善に支えられ、満足のいく業績を達成した。**コーポレート&インベストメント バンキング部門**は、欧州中央銀行の決定を受け、市場のリスク回避指向が低下したことから利益を享受し、全般的に良好な業績となった。最後に、**プライベート バンキング、グローバル インベストメント マネジメント&サービス部門**は停滞する環境の影響を受けたものの、費用削減策を遂行した。

当グループの費用削減努力により、**営業費用**は大幅に減少した（2011年第3四半期比：2.8%\*減、2012年1～9月期比：3.4%\*減）。

ベースポイント<sup>(2)</sup>で測定される**事業リスク引当比率**は抑制されており、第3四半期は71bpと前四半期の75bpを下回る水準となった。

第3四半期決算には経済活動と関係ない項目、グループ変革の影響（資産売却、SG CIBのローンポートフォリオの削減）、コーポレート&インベストメント バンキング部門のレガシー資産ポートフォリオが含まれており、グループ当期純利益にそれぞれ以下の影響をもたらした。

- **経済活動と関係ない項目**（金融債務の再評価およびグループのローンポートフォリオのヘッジ）：3億9,600万ユーロの損失
- **グループの子会社および保有株式の売却**（ゲニキ銀行の売却：1億3,000万ユーロの損失、TCWの売却：9,200万ユーロの損失）に伴う純損益：2億3,500万ユーロの損失
- **コーポレート&インベストメント バンキング部門のローンの売却**：5,800万ユーロの損失
- **コーポレート&インベストメント バンキング部門のレガシー資産ポートフォリオ関連**：8,200万ユーロの損失

<sup>(1)</sup> 2012年10月17日時点

<sup>(2)</sup> 年率ベース。訴訟問題、期初時点の資産に係るレガシー資産およびギリシャのソブリン資産の控除後



これらの項目の修正再表示後では、営業費用およびリスク引当の抑制努力を背景とする良好な業績を反映し、根本的なグループ当期純利益は、第3四半期に8億5,600万ユーロ、1～9月期には28億2,300万ユーロとなった。

本項に関する注記

\* グループ編成変更および為替相場の変動による影響を除いたベース

## 1. グループ連結決算

単位：百万ユーロ	2011年 第3四半期	2012年 第3四半期	増減	2011年 1-9月期	2012年 1-9月期	増減
銀行業務純益	6,504	5,397	-17.0%	19,626	17,980	-8.4%
比較可能ベース*			-18.3%			-9.3%
営業費用	-4,018	-3,981	-0.9%	-12,635	-12,300	-2.7%
比較可能ベース*			-2.8%			-3.4%
営業総利益	2,486	1,416	-43.0%	6,991	5,680	-18.8%
比較可能ベース*			-43.6%			-19.9%
引当金繰入純額	-1,192	-897	-24.7%	-3,255	-2,621	-19.5%
営業利益	1,294	519	-59.9%	3,736	3,059	-18.1%
比較可能ベース*			-60.9%			-20.6%
連結調整勘定償却	-200	0	+100.0%	-200	-450	NM
当期純利益	622	85	-86.3%	2,285	1,250	-45.3%

				2011年 1-9月期	2012年 1-9月期	
グループ税引き後 ROTE				8.9%	4.0%	

### 銀行業務純益

当グループの銀行業務純益は、2012年第3四半期は53億9,700万ユーロ、2012年1～9月期は179億8,000万ユーロだった。

経済活動と関係ない項目または経常外項目およびレガシー資産の控除後では、第3四半期の根本的な銀行業務純益は前年同期比8.7%増の61億8,000万ユーロだった。1～9月期の根本的な銀行業務純益は前年同期比0.4%減の190億600万ユーロと安定していた。

- フランス国内ネットワーク部門の2012年第3四半期の銀行業務純益は、前年同期を僅かに下回り（0.5%減、PEL/CEL口座に係る引当金変動の影響の控除後）、20億1,000万ユーロとなった。1～9月期の銀行業務純益は、経済が急速に失速する環境の中、60億9,300万ユーロと安定していた（PEL/CEL口座に係る引当金変動の影響の控除後）。
- 国際リテールバンキング部門の2012年第3四半期の銀行業務純益は、前年同期比1.6%増の12億5,000万ユーロだった。1～9月期では、同1.3%増となった。地中海沿岸地域、アフリカ、ロシアの好調な伸びが、ルーマニアの経済危機による影響を相殺した。
- コーポレート&インベストメントバンキング部門の主力事業部門は急速に回復し、2012年第3四半期の銀行業務純益は、好調な金利動向に牽引され、ユーロ圏危機の影響を受けた前年同期の水準を32.6%\*（ローンの売却費の控除後では44.4%）上回る17億3,300万ユーロとなった。

当部門の第3四半期の銀行業務純益には8,400万ユーロのローンの売却費が含まれている。1～9月期では、ローンの売却費は銀行業務純益に4億6,900万ユーロの悪影響を与えている。1～9月期の銀行業務純益は前年同期比7.7%\*減の49億9,200万ユーロとなった。ローンの売却費の控除後では、1～9月期の銀行業務純益は前年同期比3.3%増だった。

当部門のレガシー資産は、2012年第3四半期の銀行業務純益に対して9,400万ユーロのマイナス寄与（前年同期：3,700万ユーロのマイナス寄与）、1～9月期では2億6,300万ユーロのマイナス寄与（前年同期：4,800万ユーロのプラス寄与）となった。

当部門の銀行業務純益は、2012年第3四半期には16億3,900万ユーロ、1～9月期には47億2,900万ユーロとなった。

- **専門金融サービス&保険部門**の2012年第3四半期の銀行業務純益は、力強い保険事業（銀行業務純益は第3四半期に前年同期比11.3%\*増の1億6,800万ユーロ）に牽引され、前年同期比1.8%\*増の8億6,900万ユーロとなった。専門金融サービス事業は、選択的なローン承認方針を継続すると共に新規事業利益率を保護し、銀行業務純益を維持した（同0.3%\*減の7億100万ユーロ）。第3四半期と同様に、当部門の1~9月期の銀行業務純益も安定しており（同0.2%\*増）、保険事業の大幅な増益（同11.2%\*増）が、専門金融サービス事業の僅かな減益（同2.2%\*減）を相殺した。
- **プライベートバンキング、グローバルインベストメントマネジメント&サービス部門**の2012年第3四半期の銀行業務純益は5億2,100万ユーロとなり、停滞する市場においてブローカー事業が減益となったにも関わらず、減益幅は前年同期比6.5%\*と限られていた。1~9月期の銀行業務純益は前年同期比6.3%\*減の16億700万ユーロだった。

当グループの金融債務の再評価による2012年第3四半期の銀行業務純益への会計上の影響は、5億9,400万ユーロのマイナス（前年同期：8億2,200万ユーロのプラス）となった。また、ローンポートフォリオのヘッジの評価による2012年第3四半期の銀行業務純益への影響は1,100万ユーロのマイナス（前年同期：4,300万ユーロのプラス）だった。

## 営業費用

2012年第3四半期の営業費用は、前年同期比2.8%\*減の39億8,100万ユーロとなった。1~9月期では、123億ユーロと、前年同期比3.4%\*の大幅減となった。

2012年第3四半期の営業費用の減少は特にプライベートバンキング、グローバルインベストメントマネジメント&サービス部門（前年同期比7.4%\*減）、コーポレート&インベストメントバンキング部門（同1.9%\*減）、フランス国内ネットワーク部門（同1.3%\*減）において顕著だった。国際リテールバンキング部門（同0.1%\*減）および専門金融サービス&保険部門の営業費用は安定\*していた。

レガシー資産、経済活動と関係ない項目および経常外項目の修正再表示後では、経費率は64.2%と前年同期の水準から大幅に改善した（6.2ポイント低下）。1~9月期の経費率は64.5%だった（前年同期：66.0%）。

## 営業利益

当グループの2012年第3四半期の営業総利益は14億1,600万ユーロだった。当グループの金融債務の再評価による会計上の影響により、第3四半期の営業総利益は前年同期の水準を大幅に下回った（43.6%\*減）。1~9月期の営業総利益は前年同期比19.9%\*減の56億8,000万ユーロとなった。

当グループの2012年第3四半期の**引当金繰入純額**は8億9,700万ユーロとなり（うち、8,300万ユーロはコーポレート&インベストメントバンキング部門内におけるオーストラリアの古い訴訟問題関連）、ギリシャのソブリンリスクをカバーするための引当金3億3,300万ユーロが含まれていた前年同期の水準（11億9,200万ユーロ）を下回った。

当グループの2012年第3四半期の事業リスク引当比率（ローン残高に占める割合で表示）は71bp<sup>(1)</sup>となった（前期：75bp<sup>(1)</sup>）。

- 経済環境の悪化にも関わらず、**フランス国内ネットワーク部門**のリスク引当比率は46bp（前期：45bp）と安定していた。
- **国際リテールバンキング部門**のリスク引当比率は160bp（前期：211bp、ロシアにおける1回限りの増加の影響を受ける）と、全般的に（特にロシア）抑制されていた。ルーマニアのリスク引当比率は依然高水準である。

<sup>(1)</sup> 年率ベース。訴訟問題、期初時点の資産に係るレガシー資産およびギリシャ国債の再評価の計上による影響の控除後

- **コーポレート&インベストメント バンキング部門**の主力事業部門の2012年第3四半期のリスク引当比率は43bp（前期：21bp）へ上昇したものの、依然として低水準で抑えられている。レガシー資産の第3四半期の引当金繰入純額は1,400万ユーロ（前期：3,800万ユーロ）だった。
- **専門金融サービス部門**の2012年第3四半期のリスク引当比率は123bpへ低下した（前期：128bp）。特に消費者金融事業の低下が顕著であった。

また、当グループの2012年第3四半期の不良債権引当率は78%（前期：77%）であった。

2012年1～9月期の引当金繰入純額は26億2,100万ユーロ（前年同期：32億5,500万ユーロ）となった。引当金繰入純額の減少は主に、ギリシャのソブリンリスクに対して計上された引当金に係る2011年の基底効果によるものである。

当グループの2012年第3四半期の営業利益は5億1,900万ユーロ（前年同期：12億9,400万ユーロ）だった。2012年1～9月期の営業利益は30億5,900万ユーロ（前年同期：37億3,600万ユーロ）であった。当グループの金融債務の再評価による会計上の影響（2011年には銀行業務純益にプラス寄与となった一方で2012年はマイナス寄与となった）が、減益の主な要因として挙げられる。

## 当期純利益

所得税（当グループの2012年9月末時点の実効税率：24.1%、2011年9月末：29.9%）および少数株主持分の控除後では、2012年第3四半期のグループ当期純利益は8,500万ユーロ（前年同期：6億2,200万ユーロ）となった。

当期純利益はレガシー資産ポートフォリオ（8,200万ユーロの損失）による影響を受けている。経済活動と関係ない項目<sup>(2)</sup>（3億9,600万ユーロの損失）、経常外項目（2億9,300万ユーロ<sup>(3)</sup>の損失）およびレガシー資産ポートフォリオの影響により、第3四半期のグループ当期純利益は7億7,100万ユーロ減少した。

これらの項目の修正再表示後では、根本的なグループ当期純利益は、2012年第3四半期は8億5,600万ユーロ（前年同期：6億1,400万ユーロ）、2012年1～9月期では28億2,300万ユーロ（前年同期：28億9,500万ユーロ）であった。

2012年第3四半期の税引き後ROEは0.1%だった。2012年1～9月期のROEは3.3%、2012年1～9月期のROTEは4.0%だった。

当グループの根本的なROEは、第3四半期は7.4%、1～9月期は8.3%だった。1～9月期の根本的なROTEは10.0%だった。

超劣後債および永久劣後債に係る支払利息<sup>(4)</sup>の控除後では、2012年1～9月期の一株当たり利益は1.39ユーロだった。

<sup>(2)</sup> 当グループの金融債務の再評価による影響（3億8,900万ユーロの損失）および当グループのローンポートフォリオのヘッジに係る計上された損失（700万ユーロ）

<sup>(3)</sup> 例：コーポレート&インベストメント バンキング部門の資産売却費（5,800万ユーロ）、のれん代の償却費および売却可能資産に係る純損益（2億3,500万ユーロ、TCWの9,200万ユーロおよびゲニキ銀行の1億3,000万ユーロを含む）

<sup>(4)</sup> 2012年9月末時点の超劣後債および永久劣後債に係る税引き後支払利息はそれぞれ2億ユーロおよび1,100万ユーロ。2012年9月末時点の税引き後キャピタルゲインおよび超劣後債の買戻しに係る未払い利息は200万ユーロ

## 2. グループの財務構成

2012年9月30日時点の当グループの**株主資本**は総額491億ユーロ<sup>(1)</sup>および一株当たり有形純資産価値は48.00ユーロ（未実現キャピタルゲインの0.47ユーロを含む一株当たり純資産価値：57.39ユーロ）だった。当グループは2011年8月22日に締結した流動性契約に基づき、2012年第3四半期に410万株の自社株買いを実施した。また同時期に、ソシエテ ジェネラルは同流動性契約により620万株を売却した。2012年1～9月期には、当グループは同流動性契約に基づき、2,460万株の自社株買いを実施し、2,510万株を売却した。

合計では、2012年9月末時点で、ソシエテ ジェネラルは、トレーディング目的の保有分を除き、株主資本の3.46%相当となる、2,700万株の自社株（900万株の金庫株を含む）を保有していた。また同時点において、当グループは従業員に付与するストックオプションを賄うために310万株の自社株購入オプションを保有していた。

2012年9月30日時点の、保険、デリバティブ、現先取引、調整勘定の控除後の**資金調達済バランスシート**は総額6,880億ユーロと、2011年12月31日の水準から520億ユーロ増加した。

資産の部では、バランスシート総額の増加は中央銀行の要求払い預金（350億ユーロ増）および金融機関向けの要求払い預金（約120億ユーロ増）によるもので、コーポレート&インベストメントバンキング部門の事業活動の回復を受け、顧客関連取引資産残高は220億ユーロ増加した。

負債の部では、顧客預金は110億ユーロ増加した（2011年末比3.3%増の3,470億ユーロ）。当グループの長期リファイナンス計画は140億ユーロ、短期発行計画は230億ユーロ進展した。2012年10月29日時点の、当グループの2012年中長期債発行総額は200億ユーロに達しており、当グループは夏の間、2012年のリファイナンス計画（100億～150億ユーロ）を完了した。2012年1月1日以降に発行した債券の平均満期期間は6.6年である。当グループは、市場情勢を見極めながら、2012年中、債券の発行を継続する意向である。当グループのバランスシート構造は引き続き強化され、長期的な資金使途に対する安定的な資金調達の余剰額は2011年末時点の220億ユーロから2012年9月末時点で670億ユーロへ増加した。第3四半期に特に顕著であった、短期リファイナンスの増加は、システム内における潤沢な流動性およびソシエテ ジェネラルに対する信頼感を実証するものであった。当グループの短期リファイナンスの平均満期期間は2012年第3四半期に大幅に長期化した。また、流動資産のバッファー<sup>(2)</sup>は、当グループの短期債務の100%をカバーしている。このカバー率は2011年12月31日時点では73%だった。

株主資本は2012年1～9月期に20億ユーロ、すなわち2011年末比4%増の530億ユーロとなった。

**預貸率**は113%と、2012年6月末より1ポイント、2011年末より8ポイント改善した。

当グループの**リスク調整後資産**は、前四半期に比して、全般的に1～9月期において低下し、3,371億ユーロとなった（2011年末：3,493億ユーロ、2012年1～9月期は3.5%減、2012年第3四半期は1.6%減）。

**レガシー資産控除後のリスク調整後資産**（2012年1～9月期：75億ユーロの減少）の変動は、グループ内で進行中の変革、特にコーポレート&インベストメントバンキング部門の主力事業部門の残高が1～9月期に9.0%減少（ファイナンス&アドバイザー事業およびグローバルマーケット事業におけるリスク選好度の低迷を受け、市場活動も同様に減少）したことを反映している。リスク調整後資産は2012年第3四半期に24億ユーロ減少した（ファイナンス&アドバイザー事業の16億ユーロの減少（第3四半期に3.8%減）を含む）。専門金融サービス部門では、資源制約の影響を受け、同部門全体で1～9月期にリスク調整後資産は2.8%減少した。一方、フランス国内ネットワーク部門

<sup>(1)</sup> この数値には主に (i) 53億ユーロの超劣後債、5億ユーロの永久劣後債、(ii) 4億ユーロの未実現キャピタルゲイン純額が含まれる。

<sup>(2)</sup> 中央銀行の預金および中央銀行の適格資産

および国際リテール バンキング部門のリスク調整後資産残高は、厳しい経済環境にも関わらず、当グループが資金供給活動を継続したことを反映し、同時期に 2.0%と僅かながら増加した。

数四半期におよび実施されている戦略に伴い、コーポレート&インベストメント バンキング部門の**レガシー資産**ポートフォリオのリスク調整後資産は引き続き大幅に減少した（1~9 月期に 22.8% 減、すなわち 46 億ユーロの減少、2012 年第 3 四半期には 27 億ユーロの減少）。

2012 年 9 月 30 日時点の当グループの Tier 1 比率は 12.0%（2011 年末：10.7%）となった。一方、「バーゼル 2.5」基準に基づき、欧州銀行監督機構（EBA）の規則に従い算出される**コア Tier 1** 比率は、2011 年 12 月 31 日時点の 9.0%から、2012 年 9 月末には 10.3%と、第 3 四半期には 39bp、1~9 月期では 125bp の上昇となった。上昇に主に寄与したのは、2012 年 1~9 月期の利益創出（+52bp、配当引当金の控除後）およびコーポレート&インベストメント バンキング部門のクレジット ポートフォリオのレガシー資産ポートフォリオの最適化やローン売却のための措置（+43bp）である。また、各事業に課せられた資源制約により、資本消費は減少し、2012 年 9 月末時点のコア Tier 1 比率に +16bp 寄与した。

### 3. フランス国内ネットワーク部門

単位：百万ユーロ	2011年 第3四半期	2012年 第3四半期	増減	2011年 1-9月期	2012年 1-9月期	増減
銀行業務純益	2,035	2,010	-1.2%	6,111	6,093	-0.3%
			-0.5% <sup>(a)</sup>			0.0% <sup>(a)</sup>
営業費用	-1,273	-1,258	-1.2%	-3,890	-3,882	-0.2%
営業総利益	762	752	-1.3%	2,221	2,211	-0.5%
			+0.7% <sup>(a)</sup>			+0.5% <sup>(a)</sup>
引当金繰入純額	-169	-216	+27.8%	-508	-631	+24.2%
営業利益	593	536	-9.6%	1,713	1,580	-7.8%
当期純利益	390	351	-10.0%	1,126	1,037	-7.9%

(a) PEL/CEL 関連控除後

第3四半期は、フランス国内のマクロ経済環境の悪化が続いたが、フランス国内ネットワーク部門の事業活動は引き続き堅調だった。

預金獲得をめぐる熾烈な競争環境が続くなか、預金残高は前年同期比5.6%増の1,431億ユーロとなった。顧客セグメント別では、個人顧客の預金受入高が引き続き好調で（5.9%増）、法人顧客も増加した（2.1%増）。貯蓄の種類別では、引き続き定期預金と預金証書の受入（38.4%増）が預金の伸びをけん引した。特に、「CAT Trésor+」（国債＋定期口座）商品の人気に寄与した。また、規制貯蓄も大幅に増加し、特に貢献度が高かったのはLivret A（通帳預金口座）（残高29.2%増）、次いで「CSL +」（普通貯蓄口座）商品だった（CSL残高は6.5%増）。

2012年第3四半期は預金残高の伸びに加え、生命保険市場の資金が正味流入となった。その結果、市場は2012年年初来9カ月間で51億ユーロの正味流出だったが、当グループは同期間、1億7,900万ユーロの正味流入となった。

当部門は、企業と個人のプロジェクトの資金調達を支え、引き続き顧客に資する強い姿勢を示し、積極的に経済を支えた。このことは、当四半期の貸出残高が前年同期比3.2%増の1,766億ユーロになったことでも実証された。

法人顧客向けの貸出残高は799億ユーロだった（3.8%増）。営業ローン残高は9.6%増の130億ユーロ、投資ローン残高は2.4%増の645億ユーロだった。

個人向けの貸出残高は前期比2.4%増加した。伸びを主導したのは、新規組成が上半期に落ち込んだ後、第3四半期に横ばいとなった住宅ローン（3.0%増）だった。

2012年第3四半期の預貸率は123%で、前期の125%から2ポイント改善した。

収益面では当部門はよく健闘し、銀行業務純益は前年同期微減の20億1,000万ユーロだった（PEL/CEL関連の影響を除いて0.5%減）。利ざやも前年同期比横ばいだったが（PEL/CEL関連の影響を除く）、好調な数量効果が預金の再投資金利の低下を相殺した形となった。貸出利ざやは概ね安定していた。

第3四半期は手数料の落ち込み幅が縮小し、前年同期比1.3%減にとどまった。サービス手数料は前年同期比2.8%増加した。法人顧客向けの取引が好調だったため（6.0%増）、個人顧客の金融取引取扱高の不振による金融手数料の減少（15.5%減）が一部相殺された。

当四半期の営業費用は、従業員の貯蓄および補完的年金スキームに充当される社会保障拠出金の増額が影響したにもかかわらず、コスト削減計画の実施効果により、前年同期比1.2%減少した。コスト削減の中心は、IT費用の抑制と外部サービス業者の利用低下だった。

営業総利益は、コスト削減効果により微増（PEL/CEL関連の影響を除いて0.7%増）の7億5,200万ユーロだった。当部門の年初来9カ月間の営業総利益は22億1,100万ユーロと、前年同期比0.5%増加した（PEL/CEL関連の影響を除く）。

当部門の2012年第3四半期のリスク引当比率は46bpと、ほぼ前期（45bp）並みだった。

2012年第3四半期のフランス国内ネットワーク部門のグループ当期純利益への寄与は、低調な国内経済を反映して、前年同期比10.0%減の3億5,100万ユーロだった。また、年初来9カ月間の寄与は、前年同期比7.9%減の10億3,700万ユーロだった。



#### 4. 国際リテール バンキング部門

単位：百万ユーロ	2011年 第3四半期	2012年 第3四半期	増減	2011年 1-9月期	2012年 1-9月期	増減
銀行業務純益	1,229	1,250	+1.7%	3,678	3,715	+1.0%
比較可能ベース*			+1.6%			+1.3%
営業費用	-731	-732	+0.1%	-2,223	-2,248	+1.1%
比較可能ベース*			-0.1%			+1.1%
営業総利益	498	518	+4.0%	1,455	1,467	+0.8%
比較可能ベース*			+4.2%			+1.5%
引当金繰入純額	-314	-302	-3.8%	-905	-1,012	+11.8%
営業利益	184	216	+17.4%	550	455	-17.3%
比較可能ベース*			+16.3%			-16.7%
連結調整勘定償却	0	0	NM	0	-250	NM
当期純利益	90	112	+24.4%	250	-74	NM

国際リテール バンキング部門の2012年決算は、中・東欧の景気減速にもかかわらず、その事業モデルの堅牢さを改めて印象づける内容となっている。

事業活動は健全で、主要対象地域の各残高は増加した。貸出残高は、主に個人向けの好調な伸び（10%\*増）を背景に2011年第3四半期比5.5%\*増の676億ユーロとなった（ギリシャを除く）。預金残高（ギリシャを除く）は前年同期比1.0%\*増の669億ユーロで、特に中・東欧が伸びた（5.2%\*増）。

2012年9月末現在の預貸率は、引き続き均衡水準（101%）だった。

当部門の2012年第3四半期の銀行業務純益は12億5,000万ユーロと、前年同期比で1.6%\*増加した。特にロシア、地中海沿岸地域、サハラ以南のアフリカの業績が下支えした。営業費用は、ロシアとルーマニアでの組織の最適化対策により前年同期比横ばい（0.1%\*減）、前期比では減少（3.4%\*減）した。その結果、経費率は58.6%と、前年同期から1ポイント近く改善した。当四半期のリスク引当比率は160bpで、ロシアで一時的な償却が発生した前期（211bp）を下回った。国際リテール バンキング部門の2012年第3四半期のグループ当期純利益への寄与は、1億1,200万ユーロだった（前年同期比22.2%\*増）。

当部門の年初来9カ月間の銀行業務純益は37億1,500万ユーロで、前年同期比1.3%\*増加した。同期間の営業費用が抑制されたことから（1.1%\*増）、前期に計上したロシアののれん代償却を除外すると、当部門の年初来9カ月間のグループ当期純利益への寄与は1億7,600万ユーロとなった。

ロシアでは組織改革が進むなか、第3四半期はよく健闘した。貸出残高の伸びは引き続き堅調で（2011年9月末比で7.8%\*増）、特に現地通貨建て、および個人顧客、中小企業セグメントが健闘した。

事業活動の拡大を背景に、銀行業務純益は前年同期比8.2%\*増加した。並行してグループが積極的なコスト管理に取り組んでいるため、高インフレにもかかわらず営業費用が減少した（前年同期比1.0%\*減）。過去12カ月間に10%超の人員を削減したほか（第3四半期の約700人を含め、2,512FTE〔フルタイム当量〕）、入居スペースの合理化によりネットワーク構成を簡素化する一方、2012年9月末時点で678支店の営業基盤を維持することができた。

また、引当金繰入純額は、商業用不動産ポートフォリオの見直しに関連して前期に一時的に増加したものの、第3四半期は3,700万ユーロに減少した。当四半期のロシアのグループ当期純利益への寄与は、1,000万ユーロだった。

**チェコ共和国**では、コメルチニ バンカが好調な営業実績を維持した。貸出残高は 2011 年 9 月末比で 8.8%\*、預金は同 3.1%\*それぞれ増加した。2012 年 9 月末現在の預貸率は 79%だった。このように残高規模は拡大したものの、再投資金利の続落で利ざやが圧迫され、銀行業務純益は 3.5%\*減少した。それでもコメルチニ バンカは当四半期、引き続きグループ当期純利益に着実に寄与した（6,300 万ユーロ）。

**ルーマニア**では、経済環境の悪化が続く中で貸出残高の伸びが加速し（2011 年 9 月末比で 4.3%\*増）、個人、法人顧客とも拡大した。同期間の預金残高も堅調な伸びを維持した（5.4%\*増）。第 3 四半期の銀行業務純益は、過去数四半期ほどではないものの利ざやの悪化が響き、前年同期比 3.3%\*の減少となった。こうした中、数四半期前に導入したコスト削減策の続行により、営業費用は前年同期比 7.1%\*減少した。当四半期の引当金繰入純額は 1 億ユーロと、引き続き高水準だった。

ギリシャを除く**中・東欧諸国**では、預金の新規受入高が順調に拡大し（2011 年 9 月末比 12.7%\*増）、預貸率の改善傾向が強まった（10 ポイント低下の 128%）。また、SGS は、WeBSEFF（西バルカン地域の持続可能なエネルギー金融ファシリティ）に基づいてセルビアの省エネ企業に行った支援について、欧州復興開発銀行から賞を受賞した。

当グループは 2012 年 10 月 19 日、傘下のギリシャ子会社のゲニキ銀行をピレウス銀行に売却する契約に署名したと発表した。2012 年末に完了予定のこの契約の結果は、「他の資産の純損益」項目としてコーポレートセンターの 2012 年第 3 四半期決算に計上された。ゲニキ銀行の収益は、実際に売却されるまで引き続き国際リテール バンキング部門の収益に含まれるが、同行の資産と負債は現行の会計基準に従い、2012 年 9 月 30 日の連結貸借対照表上に区別して記載される。

**地中海沿岸地域**では営業基盤の大幅拡大が続いており、当四半期は前年比 71 支店増加し（モロッコの 21 支店の増加を含む）、営業網は約 10%拡大した。事業活動は引き続き活発で、貸出残高は 2011 年 9 月末比で 4.1%\*増加し、個人顧客の預金は同 9.7%\*増加した。エジプトは同期間、事業活動が好調に推移し、個人顧客向けの貸出急増により（20%\*増）、貸出残高は 5.1%\*増加した。こうした勢いを受けて、この地域の銀行業務純益は傘下の全企業で増加し、2011 年第 3 四半期比 16.8%\*増を記録した。その一方で、営業費用の増加は抑制された（3.1%\*増）。

**サハラ以南のアフリカ**は、2012 年 9 月末現在の貸出残高の伸びが引き続き好調だった（10.3%\*増）。特に個人顧客向けの貸出が大幅に伸びた（22.6%\*増）。預金残高は前年同期比 4.2%\*増加し、営業網は、当四半期中の 7 支店を含め 27 支店が新たにオープン（11%増）するなど拡大した。銀行業務純益はこの勢いに乗り、2011 年第 3 四半期比 15.2%\*増加した一方、開発コストとインフレにもかかわらず、営業費用は引き続き抑制された（11.7%\*増）。

## 5. コーポレート&インベストメント バンキング部門

単位：百万ユーロ	2011年 第3四半期	2012年 第3四半期	増減	2011年 1-9月期	2012年 1-9月期	増減
銀行業務純益	1,210	1,639	+35.5%	5,325	4,729	-11.2%
比較可能ベース*			+29.3%			-13.7%
うちファイナンス&アドバイザー	616	481	-21.9%	1,912	1,146	-40.1%
比較可能ベース*			-24.8%			-39.8%
うちグローバル マーケッツ <sup>(1)</sup>	631	1,252	+98.4%	3,365	3,846	+14.3%
比較可能ベース*			+87.7%			+9.8%
うちレガシー資産	-37	-94	NM	48	-263	NM
営業費用	-971	-1,007	+3.7%	-3,449	-3,232	-6.3%
比較可能ベース*			-1.9%			-7.7%
営業総利益	239	632	X2.6	1,876	1,497	-20.2%
比較可能ベース*			X2.6			-24.3%
引当金繰入純額	-188	-197	+4.8%	-469	-434	-7.5%
うちレガシー資産	-118	-14	-88.1%	-344	-167	-51.5%
営業利益	51	435	X8.5	1,407	1,063	-24.4%
比較可能ベース*			X8.5			-29.4%
当期純利益	77	322	X4.2	1,117	804	-28.0%

(1) うち「エクイティ」は2012年第3四半期に5億7,500万ユーロ（前年同期：4億7,200万ユーロ）、「債券・為替・コモディティ」は同6億7,800万ユーロ（前年同期：1億5,900万ユーロ）

2012年第3四半期は、市場のリスク回避姿勢が強いなかで比較的静かなスタートを切ったが、夏場の欧州中央銀行（ECB）と米連邦準備制度理事会（FRB）の発表を受けて投資家心理が回復し、市況全体も、クレジット、金利、株式の出来高もともに大きく盛り返した。このため、**コーポレート&インベストメント バンキング部門**の当四半期の銀行業務純益は16億3,900万ユーロとなった（レガシー資産関連の9,400万ユーロのマイナス、および貸出金売却に伴う正味割引額に関する8,400万ユーロのマイナスを含む）。この水準は、夏場の流動性危機が響いた2011年第3四半期を大幅に上回った（35.5%増）。SG CIBの主力業務の銀行業務純益は、貸出金売却に伴う正味割引額を除くと、18億1,700万ユーロだった（前年同期比44.4%増）。当部門はクライアント重視のビジネスモデルへと再調整を図っており、リスクプロファイルの抑制と乏しい経営資源の消費引き締めを継続した。当四半期は、正味VaRベースで測定する市場リスクも低水準にとどまった。

**グローバルマーケッツ業務**は、銀行業務純益が12億5,200万ユーロと好調だった。前年同期は市場環境が不安定だったため、銀行業務純益は前年同期比で倍増<sup>(2)</sup>した。

**エクイティ業務**の当四半期の銀行業務純益は5億7,500万ユーロと、前年同期比21.8%<sup>(2)</sup>増、前期比22.9%<sup>(2)</sup>増を記録した。当四半期は出来高の低調が続いたものの、リテール仕組み商品を中心に事業活動が堅調だったほか、9月に株式市場の投資意欲が戻ったことが大きい。SG CIBは専門性を高く評価され、「株式デリバティブの分野で最も革新的な投資銀行」に選ばれた（ザ・バンカー、2012年）。また、リクソーの当四半期の運用資産残高は、前期末の729億ユーロから748億ユーロに増加した。

**債券・為替・コモディティ業務**の銀行業務純益は、前年同期より市場環境が改善したことから6億7,800万ユーロとなった（前年同期比4倍<sup>(2)</sup>増、前期比37.5%<sup>(2)</sup>増）。特に金利、クレジット業務が好調で、発行高の増加と顧客主体の業務の活況が追い風となった。

**ファイナンス&アドバイザー事業**の銀行業務純益は4億8,100万ユーロと、2011年第3四半期から減少した（22.5%<sup>(2)</sup>減）。貸出金売却に伴う正味割引額（当四半期は8,400万ユーロ、前年同期は

<sup>(2)</sup> グループ編成変更の影響の控除後

1,100 万ユーロ) を除外すると、銀行業務純益は 10.6%<sup>(2)</sup>減だった。ストラクチャード・ファイナンスは、特に天然資源とインフラのファイナンスを中心に堅調だった。一方、キャピタルマーケット業務の実績は明暗を分け、債券発行業務が不利な季節要因下でも高成績を上げたのに対し、株式発行業務は引き続き出来高低調に苦しんだ。こうしたなか、SG CIB は、「ユーロ圏における全社債」で第 3 位、「フランスにおける株式および株式関連発行」でトップ、「EMEA 株式および株式関連発行」で第 8 位の座をそれぞれ固めた(トムソン・ファイナンシャル)。最後に、この事業部門は当四半期に数件の取引案件で主導的役割を果たした。特に SG CIB は、ロイヤルバンク・オブ・スコットランドの最大級規模の負債処理案件で共同ディーラー・マネージャーを務めたほか、米国の 2 カ所のガス液化プラント建設の資金調達に関して、サビンパス・リクイファクション(シュニエール・エナジー・パートナーズの子会社)の資金アドバイザーおよびアレンジャーとして関与した。より一般的には、SG CIB は、新しい投資家層へのクレジットの販売を通じた「オリジネーションからディストリビューションまで」のモデルを引き続き実践した。

2012 年第 3 四半期の**レガシー資産**の銀行業務純益への寄与は、9,400 万ユーロのマイナスだった。レガシー資産の圧縮方針は継続しており、当四半期は名目ベースで 24 億ユーロの残高減少となった。売却は 10 月も続き、30 億ユーロを追加売却したため、2012 年 7 月から 10 月までの資産圧縮額は 54 億ユーロにのぼった(売却額 50 億ユーロ、償却額 4 億ユーロ)。年初来 9 カ月間の銀行業務純益への寄与は、前年同期の 4,800 万ユーロのプラスに対して、2 億 6,300 万ユーロのマイナスだった。

2012 年第 3 四半期の当部門の営業費用は 10 億 700 万ユーロと、前年同期比 1.9%\*減少した(絶対ベースでは 3.7%増)。業績連動型報酬を除くと、2011 年末に導入した人員削減およびコスト調整計画により、コストは前年同期比 13%減少した。年初来 9 カ月間の営業費用は、前年同期比 7.7%\*減の 32 億 3,200 万ユーロだった(2011 年の 9 カ月間は 34 億 4,900 万ユーロ)。

第 3 四半期の主力業務の**引当金繰入純額**は、前年同期の 7,000 万ユーロに対して 1 億 8,300 万ユーロと引き続き限定的だった。増加の多くは、オーストラリアの古い訴訟問題に関する追加引当(8,300 万ユーロ)によるものだった。当四半期のレガシー資産の引当金繰入純額は 1,400 万ユーロだった。

2012 年第 3 四半期のコーポレート&インベストメント バンキング部門のグループ当期純利益への寄与は、3 億 2,200 万ユーロだった。貸出金売却に伴う正味割引額を除くと、主力業務のグループ当期純利益への寄与は 4 億 6,200 万ユーロとなり、前年同期(2 億 100 万ユーロ)から大幅に改善する。

また、年初来 9 カ月間のグループ当期純利益への寄与は 8 億 400 万ユーロだった。貸出金売却に伴う正味割引額を除くと、主力業務のグループ当期純利益への寄与は 14 億 5,200 万ユーロとなった。

## 6. 専門金融サービス&保険部門

単位：百万ユーロ	2011年 第3四半期	2012年 第3四半期	増減	2011年 1-9月期	2012年 1-9月期	増減
銀行業務純益	850	869	+2.2%	2,594	2,595	0.0%
比較可能ベース*			+1.8%			+0.2%
営業費用	-448	-448	0.0%	-1,376	-1,356	-1.5%
比較可能ベース*			0.0%			-1.2%
営業総利益	402	421	+4.7%	1,218	1,239	+1.7%
比較可能ベース*			+3.7%			+1.7%
引当金繰入純額	-189	-178	-5.8%	-616	-512	-16.9%
営業利益	213	243	+14.1%	602	727	+20.8%
比較可能ベース*			+11.0%			+19.8%
当期純利益	-53	179	NM	224	509	X2.3

専門金融サービス&保険部門は以下の事業により構成されている。

- (i) 専門金融サービス事業（車両オペレーショナルリース・車両管理、設備ファイナンス、消費者金融）
- (ii) 保険事業（生命保険、人的損害賠償保険、物的損害賠償保険）

制約的な環境の中、専門金融サービス&保険部門の業績は底堅さを示し、グループ当期純利益への寄与は前年同期比 21.8%<sup>(1)</sup>増の 1 億 7,900 万ユーロとなり、過去最高となった。

専門金融サービス事業では引き続き外部資金調達を取り組みを拡大させ、主にドイツにおける預金調達の好調な推移を背景に、2012 年 9 月末現在で総額 35 億ユーロの外部資金調達を行った。

車両オペレーショナルリース・車両管理事業においては、引き続き管理車両数の監視された拡大を享受し、2012 年 9 月末の管理車両台数は約 936,000 台（2011 年 9 月末比で 4.1%<sup>(2)</sup>増）に達した。

低調な経済環境下、設備ファイナンス事業の新規契約高（ファクタリングを除く）は 2011 年第 3 四半期比 11.5%\*減の 17 億ユーロとなった。しかしながら、新規契約の利ざやは満足の行く水準で維持された。2012 年 9 月末時点で契約残高（ファクタリングを除く）は 2011 年 9 月末比 3.2%\*減の 180 億ユーロであった。

消費者金融事業の新規貸出高は僅かに減少し、24 億ユーロ（前年同期比 2.4%\*減）となった。自動車ローンは、ロシア市場ならびに自動車メーカーとの提携が牽引役となり、引き続き力強い伸び（前年同期比 8.8%\*増）を示した。2012 年 9 月末時点の消費者金融貸出残高は 224 億ユーロとなり、前年同期比ほぼ横ばい（0.5%\*減）であった。

専門金融サービス事業の銀行業務純益は前年同期比で安定的に推移し、7 億 100 万ユーロとなった。経費率は 54.9%（1.0 ポイント低下）に改善し、コスト抑制努力（前年同期比 1.3%\*減）が実証された。加えて、2012 年第 3 四半期のリスク引当は引き続き減少傾向にあり、前年同期の 1 億 8,900 万ユーロ（137bp）に対し 1 億 7,800 万ユーロ（123bp）となった。営業利益は前年同期比 9.6%\*増の 1 億 3,800 万ユーロに改善した。

年初来 9 カ月間の銀行業務純益は 20 億 9,000 万ユーロ（前年同期比 2.2%\*減）となり、同期間の営業費用は 11 億 6,500 万ユーロ（前年同期比 3.0%\*減）となった。年初来 9 カ月間のリスク引当が前年同期比 15.9%\*減となったため、年初来 9 カ月間の営業利益は大幅増（27.3%\*増）の 4 億 1,300 万ユーロに拡大した。

<sup>(1)</sup> のれん代評価損の控除後

<sup>(2)</sup> グループ編成変更の影響の控除後

**保険事業**は引き続き良好な業績を示した。生命保険の純資金流入は 3 億ユーロのプラスだった。9 月末現在の契約残高は 781 億ユーロ（前年 9 月末比 2.4%\*増）となった。人的損害賠償保険と物的損害賠償保険事業は力強い成長を再度確認する結果となった。海外事業の拡大が寄与し、人的損害賠償保険の受取保険料収入は前年同期比 31.3%\*増となり、一方の物的損害賠償保険事業の受取保険料収入も前年同期比 11.2%\*増となった。

保険事業の第 3 四半期の銀行業務純益は前年同期比 11.3%\*増の 1 億 6,800 万ユーロ、年初来 9 カ月間では前年同期比 11.2%\*増の 5 億 500 万ユーロとなった。

2012 年第 3 四半期の**専門金融サービス&保険部門**のグループ当期純利益への寄与（のれん代償却費を除く）は、前年同期の 1 億 4,700 万ユーロに対し 1 億 7,900 万ユーロとなった。

年初来 9 カ月間のグループ当期純利益への寄与は 5 億 900 万ユーロ（前年同期比 20.0%<sup>(1)</sup>増）であった。

## 7. プライベートバンキング、グローバル インベストメント マネジメント&サービス部門

単位：百万ユーロ	2011年 第3四半期	2012年 第3四半期	増減	2011年 1-9月期	2012年 1-9月期	増減
銀行業務純益	542	521	-3.9%	1,669	1,607	-3.7%
比較可能ベース*			-6.5%			-6.3%
営業費用	-486	-463	-4.7%	-1,469	-1,419	-3.4%
比較可能ベース*			-7.4%			-6.1%
営業利益	56	56	0.0%	176	179	+1.7%
比較可能ベース*			-1.8%			+0.6%
連結調整勘定償却	0	0	NM	0	-200	NM
当期純利益	60	63	+5.0%	216	15	-93.1%
うちプライベートバンキング	28	16	-42.9%	102	66	-35.3%
うちアセットマネジメント	16	39	X2.4	81	-92	NM
うちSG SSおよびブローカー	16	8	-50.0%	33	41	+24.2%

プライベートバンキング、グローバル インベストメント マネジメント&サービス部門は、以下の4事業により構成されている。

- (i) プライベートバンキング事業 (ソシエテジェネラルプライベートバンキング)
- (ii) アセットマネジメント事業 (アムンディ、売却手続きが進行中のTCW)
- (iii) ソシエテジェネラル セキュリティーズ サービス事業 (SGSS)
- (iv) ブローカー事業 (ニューエッジ)

2012年第3四半期のプライベートバンキング、グローバル インベストメント マネジメント&サービス部門は不利な市場環境の中、前年同期比で増益を達成した。同部門におけるコスト削減努力が増益の主な要因である。

第3四半期の当部門の銀行業務純益は前年同期比6.5%\*減の5億2,100万ユーロとなり、一方で営業費用は前年同期比7.4%\*の減少となった。営業総利益は前年同期比1.8%\*増の5,800万ユーロであった。第3四半期の当部門のグループ当期純利益への寄与は、前年同期の6,000万ユーロに対し、6,300万ユーロとなった。

年初来9カ月間の銀行業務純益は前年同期比6.3%\*減の16億700万ユーロとなった。営業費用は前年同期を6.1%\*下回った。また、当部門のグループ当期純利益への寄与は1,500万ユーロであった。2012年第2四半期にTCWが計上したのれん代評価損を除いた2012年初来9カ月間の当部門のグループ当期純利益への寄与は2億1,500万ユーロであり、前年同期とほぼ同じ水準を維持した。

### プライベートバンキング事業

2012年第3四半期のプライベートバンキング事業は3億ユーロの資金流入を記録した。2012年9月末時点の運用資産残高は2011年12月末比3.9%増の880億ユーロに拡大した。この運用資産残高は、28億ユーロのプラスの「市場」効果、4億ユーロの運用資産累計流入額の増加、3億ユーロの「為替」効果、マイナス3億ユーロの「構造変化」の効果の寄与を織り込んでいる。

当事業の第3四半期の収益は1億8,100万ユーロとなり、2012年第2四半期比ほぼ横ばいの水準を維持した。営業費用は前年同期比2.5%\*減の1億5,700万ユーロに低下した。2012年第3四半期の営業総利益は2,400万ユーロ(前年同期:3,200万ユーロ)となった。また、当事業のグループ当期純利益への寄与は1,600万ユーロ(前年同期:2,800万ユーロ)であった。

年初来9カ月間の銀行業務純益は前年同期比9.9%\*減の5億5,500万ユーロであった。営業費用は前年同期を4.0%\*下回る4億6,200万ユーロに減少した。年初来9カ月間の当事業のグループ当期純利益への寄与は、2011年9月末の1億200万ユーロに対し、6,600万ユーロに終わった。

### アセット マネジメント事業

2012年8月にカーライル グループおよびTCW 経営陣に対するTCWの売却が発表された。この売却による影響額は、国際財務報告基準(IFRS)第5号の要件に従い、2012年第3四半期のコーポレートセンターの業績に織り込み、他の資産の純損益項目として計上した。

第3四半期のTCWの資金流入は21億ユーロで、年初以来のTCWの運用資産残高は137億ユーロ増の1,047億ユーロとなった。この運用資産は、40億ユーロの契約資産純受入額の増加、79億ユーロのプラスの市場効果、3億ユーロの為替差益、編成変更に伴う14億ユーロのプラス効果を織り込んだものである。

2012年第3四半期のアセット マネジメント事業の銀行業務純益は、TCWによる高水準な成功報酬手数料が奏功し、前年同期比11.0%\*増の9,100万ユーロとなった。第3四半期の営業総利益は前年同期の500万ユーロの損失から2,200万ユーロに改善した。アムンディによる2,600万ユーロの寄与を含めた第3四半期の当事業のグループ当期純利益への寄与は、3,900万ユーロ（前年同期：1,600万ユーロ）となった。

年初来9カ月間の当事業のグループ当期純利益への寄与は9,200万ユーロのマイナスとなった。のれん代評価損を控除した年初来9カ月間の当事業のグループ当期純利益への寄与は1億800万ユーロであった。

### ソシエテ ジェネラル セキュリティーズ サービス事業 (SGSS)、ブローカー事業 (ニューエッジ)

**セキュリティーズ サービス事業**の運用資産残高は2011年12月末比8.5%増の4,480億ユーロとなり、預かり資産残高は同1%増の3兆3,500億ユーロに達した。ボラティリティに欠ける厳しい市場環境が続く中、2012年第3四半期の**ブローカー事業**は12%の市場シェアを確保した。

2012年第3四半期のセキュリティーズ サービス事業とブローカー事業の収益は2億4,900万ユーロ（前年同期比12.2%\*減）となった。セキュリティーズ サービス事業の収益が前年同期比横ばいとなった一方、ニューエッジの収益は、極めて好調であった前年同期に比べ取引量が減少し、低調となった。これらの事業では引き続き営業効率の改善を推進し、営業費用は前年同期比6.4%\*減の2億3,700万ユーロに低下した。営業利益は前年同期の2,700万ユーロに対して1,200万ユーロを計上した。グループ当期純利益への寄与は前年同期の1,600万ユーロに対し、800万ユーロとなった。

年初来9カ月間の銀行業務純益は8億200万ユーロとなった（前年同期比3.9%\*減）。営業費用は3.3%\*減の7億4,200万ユーロに改善した。当事業のグループ当期純利益への寄与は前年同期の3,300万ユーロから4,100万ユーロに拡大した。



## 8. コーポレート センター

---

2012年第3四半期のコーポレートセンターの営業総利益は、主に以下の要因を受け、9億6,500万ユーロの損失（前年同期：5億2,900万ユーロの利益）を計上した。

- 当グループの金融債務の再評価額は5億9,400万ユーロの損失（前年同期：8億2,200万ユーロの利益）
- 企業向けローンポートフォリオをヘッジするために使用した信用デリバティブ商品の2012年第3四半期の再評価額は1,100万ユーロの損失（前年同期：4,300万ユーロの利益）
- フランスおよび英国の銀行に課せられる「システムックリスク」に対する銀行税による損失が総額6,600万ユーロ（前年同期：2,800万ユーロの損失）

2012年第3四半期のグループ当期純利益への寄与は、以下の要因を織り込んで、9億4,200万ユーロのマイナスとなった。

- のれん代評価損と売却可能資産の純損益の合計損失2億3,500万ユーロ（TCWにかかる9,200万ユーロの損失とゲニキに関連した1億3,000万ユーロの損失を含む）
- 当グループの金融債務の再評価にかかる3億8,900万ユーロの損失

年初来9カ月間のコーポレートセンターの営業総利益は、2011年9月末の2,100万ユーロの利益に対し、9億2,200万ユーロの損失となった。この差異は、グループの金融債務の再評価にかかる損益の計上によるもので、前年は利益を計上したためである。この結果、年初来9カ月間のグループ当期純利益への寄与は、前年同期の6億4,800万ユーロのマイナスに対し、ギリシャ国債に対する評価損失引当金（7億2,800万ユーロ）を含めて今期は10億4,100万ユーロのマイナスとなった。

## 9. 結論

2012年第3四半期もソシエテ ジェネラルは引き続き変革を進展させた。第3四半期の特殊要因を除いた根本的なグループ当期純利益は8億5,600万ユーロとなり、グループはその事業の底堅さと継続的に資本を創出する能力を再び立証する結果となった。営業費用の削減努力が目に見える業績改善効果をもたらし、グループは重要な資産売却の発表も行った。欧州における経済的緊張の高まりにもかかわらず、リスク引当は引き続き抑制されており、ソシエテ ジェネラルが顧客ポートフォリオの質を注視していることが実証された。

このような状況を背景に、グループは顧客へのサービス提供と経済社会への資金の供給において積極的な取り組みを続けている。リテール バンキング業務は、厳密なコスト管理を行いながら継続して投資を行っている。コーポレート&インベストメント バンキング業務は成功裡に事業モデルの再構築を実施し、良好な営業および財務実績を維持した。

2013年にソシエテ ジェネラル グループは複雑かつ厳しい課題に直面することとなる。しかし、グループが推進中の変革とユーロ圏の極端なリスクシナリオに対する限定的なエクスポージャーを背景に、グループはこのような課題への取り組みを優位に進め、2013年末にバーゼル III 基準に基づく9%~9.5%のコア Tier1 比率を達成することが可能となる。

本文書にはソシエテジェネラルグループの目標・戦略に関する予測・意見が含まれています。これらの予測は、一般事項と特別事項（特別の定めのない限り、主に、欧州連合が採択している国際財務報告基準（IFRS）に準拠した会計原則・方法の適用、および既存のプルデンシャル規制の適用）の両方を含む、一連の前提に基づいています。  
本情報は、特定の競争・規制環境下における複数の経済前提に基づくシナリオに則して作成されました。当グループは以下を行うことができない場合があります。  
- 当グループの事業に影響をもたらす可能性のある全てのリスク、不透明要因またはその他要因を予測すること、およびそれらが当グループの業務に与える可能性のある影響を評価すること。  
- リスクまたは複合リスクにより、実際の業績が本文書に記載されている予測とどの程度異なるかを正確に判断すること。  
これらの予測は実現しない可能性があります。投資家の皆様におかれましては、本文書が提供する情報に基づいて投資上の決定をされる際には、当グループの業績に影響をもたらす可能性のある不透明要因やリスク要因を考慮されるようお勧めします。  
特に明記しない限り、ランキングは内部資料によるものです。

グループの主要指標 - 2012年第3四半期および1-9月期

1) 連結損益計算書

(単位: 百万ユーロ)	第3四半期				1-9月期			
	2011年	2012年	増減(%)		2011年	2012年	増減(%)	
銀行業務純益	6,504	5,397	-17.0	-18.3*	19,626	17,980	-8.4	-9.3*
営業費用	-4,018	-3,981	-0.9	-2.8*	-12,635	-12,300	-2.7	-3.4*
<b>営業総利益</b>	<b>2,486</b>	<b>1,416</b>	<b>-43.0</b>	<b>-43.6*</b>	<b>6,991</b>	<b>5,680</b>	<b>-18.8</b>	<b>-19.9*</b>
引当金繰入純額	-1,192	-897	-24.7	-24.4*	-3,255	-2,621	-19.5	-19.2*
<b>営業利益</b>	<b>1,294</b>	<b>519</b>	<b>-59.9</b>	<b>-60.9*</b>	<b>3,736</b>	<b>3,059</b>	<b>-18.1</b>	<b>-20.6*</b>
固定資産売却益	20	-484	NM		84	-491	NM	
持分法適用会社純利益	32	43	+34.4		110	104	-5.5	
連結調整勘定償却	-200	0	+100.0		-200	-450	NM	
法人税	-455	121	NM		-1,142	-618	-45.9	
<b>少数株主持分控除前当期純利益</b>	<b>691</b>	<b>199</b>	<b>-71.2</b>		<b>2,588</b>	<b>1,604</b>	<b>-38.0</b>	
非支配持分損益	69	114	+65.2		303	354	+16.8	
<b>当期純利益</b>	<b>622</b>	<b>85</b>	<b>-86.3</b>	<b>-87.6*</b>	<b>2,285</b>	<b>1,250</b>	<b>-45.3</b>	<b>-45.6*</b>
グループ税引き後 ROTE(%)					8.9%	4.0%		
Tier 1 自己資本比率	11.6%	10.3%**			11.6%	10.3%**		

(\*) グループ編成変更および為替相場の変動による影響を除いたベース

(\*\*) 自己資本指令 (CRD) 3 適用後

2) 主要部門別税引後純利益

(単位: 百万ユーロ)	第3四半期			1-9月期		
	2011年	2012年	増減(%)	2011年	2012年	増減(%)
フランス国内ネットワーク部門	390	351	-10.0	1,126	1,037	-7.9
国際リテール バンキング部門	90	112	+24.4	250	-74	NM
コーポレート&インベストメント バンキング部門	77	322	X4.2	1,117	804	-28.0
専門金融サービス&保険部門	-53	179	NM	224	509	X2.3
プライベートバンキング、グローバル インベストメント マネジメント&サービス部門	60	63	+5.0	216	15	-93.1
プライベート バンキング	28	16	-42.9	102	66	-35.3
アセットマネジメント	16	39	X2.4	81	-92	NM
SGSS&ブローカー	16	8	-50.0	33	41	+24.2
<b>主力事業部門</b>	<b>564</b>	<b>1,027</b>	<b>+82.1</b>	<b>2,933</b>	<b>2,291</b>	<b>-21.9</b>
コーポレート センター	58	-942	NM	-648	-1,041	-60.6
<b>グループ合計</b>	<b>622</b>	<b>85</b>	<b>-86.3</b>	<b>2,285</b>	<b>1,250</b>	<b>-45.3</b>

連結貸借対照表（単位：十億ユーロ）

資産	2012年 9月30日	2011年 12月31日	増減（%）
現金および中央銀行預け金	81.2	44.0	+85
損益勘定を通じて公正価値で測定された金融資産	477.8	422.5	+13
ヘッジ目的デリバティブ	15.4	12.6	+22
売却可能金融資産	127.8	124.7	+2
銀行預け金	91.4	86.5	+6
顧客貸出金	360.4	367.5	-2
リース債権および類似契約	29.3	29.3	-0
金利リスクをヘッジしたポートフォリオの再評価差額	4.3	3.4	+27
満期保有目的金融資産	1.2	1.5	-16
税金資産およびその他の資産	64.2	61.0	+5
売却目的保有非流動資産	3.2	0.4	X7.4
繰延利益配分	0.0	2.2	-100
有形および無形固定資産その他	25.3	25.8	-2
合計	1,281.5	1,181.4	+8

負債	2012年 9月30日	2011年 12月31日	増減（%）
中央銀行預金	2.8	1.0	X2.9
損益勘定を通じて公正価値で測定された金融負債	427.1	395.2	+8
ヘッジ目的デリバティブ	14.4	12.9	+11
銀行預金	131.9	111.3	+19
顧客預金	346.1	340.2	+2
証券形態の債務	135.9	108.6	+25
金利リスクをヘッジしたポートフォリオの再評価差額	6.0	4.1	+45
税金負債およびその他の負債	63.8	60.7	+5
売却目的保有非流動負債	2.8	0.3	NM
保険会社の責任準備金	87.9	83.0	+6
引当金繰入純額	2.3	2.5	-7
劣後債務	7.1	10.5	-32
株主資本	49.1	47.1	+4
非支配持分	4.3	4.0	+7
合計	1,281.5	1,181.4	+8

## 財務情報の基準となる事項

1- 2012年9月30日に終了した当グループの第3四半期連結決算は、2012年11月7日の取締役会において承認された。

2012年9月30日に終了した9カ月間に関する財務情報は、この日付において適用されており、欧州連合が採択している、国際財務報告基準（IFRS）に準拠した方法により作成されている。本財務情報は、国際会計基準（IAS）第34号「中間財務報告」により定められている中間財務報告を構成するものではない。ソシエテ ジェネラルの経営陣は、2012年通期の連結財務諸表を公表する予定である。

2- グループ ROE は、IFRS 基準によるグループの平均株主資本に基づいており、(i) 株主資本の部に直接計上された未実現または繰り延べキャピタルゲインもしくはキャピタルロス（転換準備金を除く）、(ii) 超劣後債、(iii) 株主資本として認識された永久劣後債、を除外し、(iv) 超劣後債および修正再表示された永久劣後債に係る支払利息を控除したうえで算出している。また、ROE の算出に使用したグループ当期純利益は、超劣後債に係る当期分の税引き後支払利息、および 2006 年以降は、超劣後債および修正再表示された永久劣後債に係る税引き後支払利息（2012年9月末は2億1,100万ユーロ）、および税引き後キャピタルゲインと超劣後債の買戻しに係る未払い利息（2012年9月末は200万ユーロ）を除外したものである。

2012年1月1日より、事業間の資本配分では期初時点で9%のリスクウェイトを適用する（従来は7%）。それに伴い、既に公表された四半期情報の配分資本に関連するデータの修正を実施した。同時に、標準的資本報酬率は各事業の過去の収益に対する複合効果が中立的になるよう調整した。

3- 普通株 1 株当たり利益を算出する上で、「グループ当期純利益」を以下の項目に係る税引き後支払利息において修正した（利益の場合は削減し、損失の場合は追加）。

- (i) 超劣後債（2012年9月末は2億ユーロ）
- (ii) 株主資本として認識された永久劣後債（2012年9月末は1,100万ユーロ）

従って、普通株 1 株当たり利益は、修正後の当期純利益を平均発行済み株式数から自己株式を控除した数字で除して求める。ただし、(a) トレーディング目的で保有する自己株式、および (b) 流動性契約に基づき保有する自己株式は平均発行済み株式数に含まれる。

4- 純資産は、以下を除くグループ株主資本より構成される (i) 超劣後債（53億ユーロ）、従来は負債に分類されていた永久劣後債（5億ユーロ）、(ii) 超劣後債および永久劣後債に係る支払利息。ただし、トレーディング目的で保有する自己株式および流動性契約に基づき保有する自己株式の帳簿価額は含まれている。有形純資産は、資産の正味のれん代および持分法適用のれん代を調整する。1株当たり純資産価値または1株当たり有形純資産価値の算出に使用した株式数は、2012年9月30日現在の発行済み株式数から自己株式および金庫株を控除したものである。ただし、(a) トレーディング目的で保有する自己株式、および (b) 流動性契約に基づき保有する自己株式は含まれている。

5- ソシエテ ジェネラルグループの **コア Tier 1 資本** とは、Tier 1 資本から Tier 1 に算入可能なハイブリッド商品の残高およびバーゼル II に基づく控除率を差し引いたものである。この控除率とは、コア Tier 1 から Tier 1 資本に算入可能なハイブリッド商品を差し引いたものと、コア Tier 1 資本との割合に相当する。

2011年12月31日以降、コア Tier 1 資本とはバーゼル II 基準の Tier 1 資本から Tier 1 に算入可能なハイブリッド資本を差し引き、規制に定められている Tier 1 の控除を適用したものである。

6- 当グループの ROTC は有形資本を基準に算出し、累積平均帳簿資本（当グループの持分）、資産の正味のれん代の平均および持分法適用会社の保有株式に関するのれん代の平均などは控除する。ROTC の算出に使用した当期純利益は、超劣後債に係る当期分の税引き後支払利息（当期分の第三者に支払った発行手数料および超劣後債の発行プレミアムに係る割引料、超劣後公社債の償還プレミアムを含む）、当期に株主資本として認識された永久劣後債に係る税引き後支払利息（当期分の第三者に支払った発行手数料および永久劣後債の発行プレミアムに係る割引料を含む）、および税引き後キャピタルゲインと超劣後債の買戻しに係る未払い利息（2012年9月末は200万ユーロ）を除外したものである。

## 事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移

### 1. 事業内容の概要

#### (1) 会社の目的

当行の定款第3条に当行の目的が記載されている。ソシエテ ジェネラルは、信用機関に適用される法令の規定に定められる条件に基づき、フランス国内外において、個人および法人と以下の業務を行うことを会社の目的とする。

－あらゆる銀行取引

－銀行業務に関連するあらゆる取引（フランス財政金融法L. 321-1およびL. 321-2に基づく投資サービスおよび提携サービスを含む。）

－他の会社の持分のあらゆる取得

ソシエテ ジェネラルは、フランス金融・銀行規制委員会に定められた条件に定義されている通り、上記以外のあらゆる取引（保険代理業務を含む。）を日常的に行うことができる。

一般に、ソシエテ ジェネラルは、自己のため、第三者の代理として、または共同して、直接または間接に上記の業務に関連して、または上記業務の遂行を容易にする目的で、あらゆる金融・商業・工業・農業・証券・不動産取引の業務を行うことができる。

#### (2) 事業の内容

ソシエテ ジェネラル グループは、フランスに本部を有し、個人および法人顧客に幅広い銀行および金融サービスを提供する多数のフランス内外の銀行、ノンバンク子会社、関連会社から構成されている。

当グループは以下の部門から構成されている。すなわち、フランス国内ネットワーク部門、国際リテール バンキング部門、専門金融サービス&保険部門、グローバル インベストメント マネジメント&サービス部門ならびにコーポレート&インベストメント バンキング部門からなる。

ソシエテ ジェネラルのリテール バンキング事業は、個人、個人事業主、非営利団体、地方公共団体、企業を含むあらゆるリテール顧客に対しユニバーサル バンキング サービスを提供している。フランス国内では、これらのサービスはソシエテ ジェネラルの2,305近くに上る支店、クレディ デュ ノールの938近くの支店およびブルソラマ（オンライン バンキング）を通じて提供している。フランス国外においては、リース、消費者金融その他の専門子会社および非専門支店を通じてリテール バンキングおよび金融サービスを提供している。

グローバル インベストメント マネジメント&サービス部門は、ソシエテ ジェネラル プライベート バンキングのプライベート バンキング、アムンディ（2010年1月1日に開始したクレディ アグリコル アセット マネジメントとのパートナーシップ）およびTCWのアセット マネジメント、ソシエテ ジェネラル セキュリティーズ サービスズの証券サービスならびにニューエッジのデリバティブのブローカレッジを網羅している。

コーポレート&インベストメント バンキング部門は、多国籍企業、機関投資家、地方公共団体、金融機関といった顧客に対し、様々な事業ラインから専門的能力に定評のあるチームを動員して調

和のとれたサービスを提供する。当グループの資本市場に関する専門知識、ヘッジングテクニックを使いこなす能力、および助言の経験は、当グループの貸出能力の補完に役立っている。

## 2. 主要な経営指標等の推移

(1) 最近5事業年度に係る主要な経営指標等の推移

	2011年	2010年	2009年	2008年	2007年
<b>年度末財政状態</b>					
株式資本（単位：百万ユーロ） <sup>(1)</sup>	970	933	925	726	583
発行済株式数 <sup>(2)</sup>	776,079,991	746,421,631	739,806,265	580,727,244	466,582,593
<b>業績（単位：百万ユーロ）</b>					
銀行業務総利益およびその他利益 <sup>(3)</sup>	31,197	26,714	29,577 <sup>(**)</sup>	36,238	43,940
税、減価償却費、償却費、引当金、従業員賞与および一般積立金控除前利益	4,980	4,057	5,693	(836)	(2,248)
従業員賞与	31	15	22	45	29
法人所得税	(205)	817	(554)	(1,956)	(1,932)
純利益	1,019	1,362	922	(2,964)	(961)
支払配当金合計	-	1,306	185	697	420 <sup>(*)</sup>
<b>1株当たり利益（単位：ユーロ）</b>					
税引後、減価償却費、償却費および引当金控除前利益	6.64	4.32	8.41	1.85	(0.74)
純利益	1.31	1.82	1.25	(5.10)	(2.06)
1株当たり支払配当金	-	1.75	0.25	1.20	0.90
<b>人件費</b>					
従業員数	47,540	46,316	46,181	45,698	44,768
給与総額（単位：百万ユーロ）	3,298	3,340	3,109	2,813	2,647
従業員福利厚生費（社会保険その他）（単位：百万ユーロ）	1,349	1,443	1,394	1,212	1,343

(\*) 2007年度の事業について提案された配当は、長期資本利得の特別準備金から差し引かれた。

(\*\*) 2009年12月31日に公表された財務書類に関連して調整された額である。

- (1) ソシエテ ジェネラルは、2011年に数回にわたって1,067.5百万ユーロの発行プレミアムを伴う37.1百万ユーロの増資を行った。
- － 29.9百万ユーロの増資は、配当のためのものであり、858.8百万ユーロの発行プレミアムを伴った。
  - － 7.2百万ユーロの増資は、従業員のために積み立てられたものであり、208.7百万ユーロの発行プレミアムを伴った。
- (2) 2011年12月31日現在のソシエテ ジェネラルの普通株式は、額面1株当たり1.25ユーロの株式776,079,991株から構成されている。
- (3) 銀行業務総利益およびその他利益は、受取利息、受取配当金、受取手数料、金融取引純益およびその他の営業利益から構成されている。

## (2) 最近5連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

	2011年 <sup>(1)</sup>	2010年 <sup>(1)</sup>	2009年 <sup>(1)</sup>	2008年 <sup>(1)</sup>	2007年
<b>業績</b> (単位：百万ユーロ)					
銀行業務純益	25,636	26,418	21,730	21,866	21,923
隠蔽不正トレーディング取引に係る純損失を除いた営業利益	4,270	5,713	116	3,683	6,713
隠蔽不正トレーディング取引に係る純損失を含めた営業利益					1,802
非支配持分利益控除前純利益	2,788	4,302	1,108	2,773	1,604
グループ当期純利益	2,385	3,917	678	2,010	947
フランス国内ネットワーク部門	1,428	1,233	1,007	1,287	1,375
国際リテールバンキング部門	325	492	459	633	686
専門金融サービス&保険部門	297	343	26	469	600
グローバルインベストメントマネジメント&サービス部門	171	289	201	329	652
コーポレート&インベストメントバンキング部門	635	1,730	663	(2,062)	(2,221)
コーポレートセンター	(471)	(170)	(1,678)	1,354	(145)
<b>業務</b> (単位：十億ユーロ)					
資産負債合計	1,181.4	1,132.1	1,023.7	1,130.0	1,071.8
顧客貸出金	367.5	371.8	344.4	354.6	305.2
顧客預金	340.2	337.4	300.1	282.5	270.7
運用資産 <sup>(2)</sup>	176 <sup>(3)</sup>	172 <sup>(3)</sup>	344	336	435
<b>株主資本</b> (単位：十億ユーロ)					
グループ株主資本	47.1	46.4	42.2	36.1	27.2
総連結資本	51.1	51.0	46.8	40.9	31.3
平均従業員数 <sup>(4)</sup>	159,616	155,617	156,681	163,062	134,738



- (1) 2008年、2009年、2010年および2011年における変更点
- －以前グローバル インベストメント マネジメント&サービス部門に計上されていたブルソラマは、2008年1月1日以降、フランス国内ネットワーク部門に含まれている。
  - －SGAMオルタナティブ インベストメントのストラクチャード商品、インデックス トラッキング商品およびオルタナティブ投資商品は、リクソー アセット マネジメントのものと統合され、2010年1月1日以降はコーポレート&インベストメント バンキング部門に組み込まれている。
  - －2010年1月1日以降、アムンディ（ソシエテ ジェネラルが資産管理部門の25%を所有、75%をクレディ アグリコルが所有）による財政上の寄与は、「持分法投資純利益」に計上される。
  - －当グループは、2009年第1四半期に組織構造を再編成した。コーポレート&インベストメント バンキング部門の一部であったすべての不動産関連子会社（ODIPROMを除く。）は、現在フランス国内ネットワーク部門の一部になった。移行された主な事業体は、GENEFIM、SOGEPROMおよびGENEFIMMOならびにそれぞれの子会社である。
  - －2010年1月1日以降、以前コーポレート センターの一部であったSGAM AI クレジット プラスおよびSGAM AI クレジット プラス オポチュニテは現在、コーポレート&インベストメント バンキング部門の一部になった。当グループはさらに、売却可能証券および満期保有証券に分類されていた証券ポートフォリオをコーポレート センターからコーポレート&インベストメント バンキング部門に移行した。
- (2) リクソーにより管理されている資産を除く。
- (3) リクソーおよびアムンディにより管理されている資産を除く。
- (4) 臨時雇用を除く。

2007年：バーゼル1。

2008年以降：バーゼル2。2011年以降、バーゼル2 基準にはCRD3の要件も含まれる。

(3) 最近3 中間連結会計期間に係る主要な経営指標等の推移

	2012年6月30日に 終了した6ヶ月間	2011年6月30日に 終了した6ヶ月間	2010年6月30日に 終了した6ヶ月間
<b>業績（単位：百万ユーロ）</b>			
銀行業務純益	12,583	13,122	13,260
非支配持分損益控除前当期純利益	1,405	1,897	2,304
当期純利益	1,165	1,663	2,147
フランス国内ネットワーク部門	686	736	591
国際リテール バンキング部門	(186)	160	239
専門金融サービス&保険部門	330	277	162
グローバル インベストメント マネジメント&サービス部門	(48)	156	129
コーポレート&インベストメント バンキング部門	482	1,040	951
コーポレート センターおよびその他	(99)	(706)	75
<b>業務（単位：十億ユーロ）</b>			
資産負債合計	1,246.7	1,158.0	1,133.7
顧客貸出金	360.5	376.0	362.7
顧客預金	348.5	341.4	316.4

---

株主資本（単位：十億ユーロ）

グループ株主資本	48.7	47.6	45.3
総連結資本	52.9	52.1	49.3

---